# 物資集積拠点に関する
# 調査特別委員会

令和８年６月２２日

葛 城 市 議 会

# 物資集積拠点に関する調査特別委員会

１．開会及び閉会　　令和８年６月22日（月）　午後２時00分　開会
　　午後８時52分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

| | |
|---|---|
| 委員長 | 吉村　始 |
| 副委員長 | 藤井本　浩 |
| 委員 | 西川善浩 |
| 〃 | 杉本訓規 |
| 〃 | 梨本洪珪 |
| 〃 | 奥本佳史 |
| 〃 | 谷原一安 |
| 〃 | 川村優子 |

欠席した委員　　な　し

４．委員以外の出席議員

| | |
|---|---|
| 議長 | 増田順弘 |
| 議員 | 福本善之 |
| 〃 | 木村　公 |
| 〃 | 鷭本義明 |
| 〃 | 速水一生 |

５．委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 副市長 | 東　錦也 |
| 企画部長 | 林本裕明 |
| 企画政策課長 | 西川直孝 |
| 総務部長 | 吉田和裕 |
| 生活安全課長 | 野地幸一郎 |
| 財務部長 | 堀川雅樹 |
| 財政課長 | 山岡　晋 |
| 上下水道部長 | 奥田雅彦 |
| 水道課長 | 松本　晃 |

６．職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 西　川　勝　也 |
| 書　　記 | 吉　村　浩　尚 |
| 〃 | 神　橋　秀　幸 |
| 〃 | 西　邨　さくら |

７．調　査　案　件

（１）物資集積拠点の取得経緯に関する事項について

（２）物資集積拠点の取得方法に関する事項について

（３）取得した物資集積拠点の問題点に関する事項について

（４）その他本委員会の目的達成に必要な事項について

開　会　午後２時００分

**吉村委員長**　ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより物資集積拠点に関する調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。今日の午前中は予算委員会、本会議の６月定例会の予算委員会がございました。そのときも藤井本委員長がおっしゃいましたけれども、昨日が夏至やったということで、本当に日の進む、たつのが早いなというふうに思います。

さて、今日も調査特別委員会をやっていくわけです。せんだって、私ども総務建設常任委員会で受援施設ということについて理事者側と意見の交換を行いました。この受援施設の重要性については、私ども委員、それから議員みんな理解しているところでありますけれども、それを速やかに進める意味でも、この物資集積拠点、このことに限って調査をしっかりと速やかに行っていきたいと思います。

また、先月５月に私ども急遽、物資集積拠点に関する調査特別委員会を開催いたしましたところ、どうしても私どもの委員会の日程と市長の日程がどうしても合わなかったということでご出席かなわなかったわけですけれども、本日はご出席いただきまして、説明員として発言いただけるということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員のご紹介いたします。速水議員。龝本議員。木村議員。福本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入りますが、簡単に本日の委員会についてご説明をいたします。先ほども申し上げましたところ重なるところもありますけれども、これより本委員会の調査、審査事項になっております物資集積拠点に関する事項につきましては、本日は市長も出席を願いまして、説明員として10名の職員の皆さんにご出席をいただきまして、ご意見をお伺いいたします。説明員の皆さんにおかれましては、ご多忙の中、本委員会へご出席いただき厚く御礼を申し上げます。本日の趣旨を申し上げますと、本委員会では、理事者より提出されました物資集積拠点に関する資料に基づきまして、直接お話を伺い、調査を深めることを目的としております。なお、質疑につきましては、本委員会、調査項目、調査・審査項目４つございますので、これに合わせながら、区切りながら行いたいと思います。

まず、私ども、前回の調査特別委員会のところで、理事者側に対しまして６点の資料の提出を求めました。そのうち４つにつきましては、資料はありますということで提出いただいております。また、２点につきましては、不存在であると、存在しないということで提出がかなわなかったということでございます。これにつきまして簡単に申し上げますと、今回提出していただいた資料なんですけど、これはペーパーレス会議システムでご覧いただくことができますけれども、１つ目に物資集積拠点の６か所、どこを候補地に上げたんですかというのが、今まで場所等も特定できなかったので、この候補地の資料一式を提出いただいております。これにつきましては、私どもの委員会の要求に従って、今回改めて原課のほうで、この資料は作成くださったというふうに聞いております。

それから、あと２つ目に、水道事業及び下水道事業の資金管理及び運用に関する取扱規程

でございます。

それから、土地開発公社の令和７年７月２日以前の会議録、これについても提出してくださいということで、これの写しをいただいております。

それから、４番目に、公共用地先行取得に関する契約書というのが前回ありましたけれども、これの第６条、１番から４番の通達の写しを出してくださいということで、第６条２の通達だけが見当たらなかったんだけれども、それ以外の通達の写しは出していただいております。ただ、このことにつきましては、いわゆる公有地の拡大の推進に関する法律が、改正を平成12年４月21日、通達がされているわけですけれども、これに対して委員のほうから、これはどうなってんのかという指摘がございました。確認しましたが、恐らく当日、この委員会では、いわゆるひな形をこれについては使っていたということで、この更新をなされていなかったという可能性があるというふうに聞いております。それで、これは必要であろうということで、事務局のほうで用意してもらいまして、議会事務局、いわゆる土地開発公社は、地方公共団体等の用地の取得を行う場合においては、現在は関連法令に従い、買取り予定時期、買取り予定価格及び用途を明示した用地取得依頼契約を書面で締結すべきものであるというふうに、これが平成12年に改正されておりますので、この資料を用意してつけております。

それでは、まず、不存在の資料について確認をしたいと思いますけれども、災害時に宅配業者の３者と協力するに当たって、６か所の候補地を比較検討した資料については、これは存在しない、見当たらないというふうに聞いております。それからあと、前企画部長が債務負担行為の是非の件について話し合った前財務部長、企画政策課長とのやり取り後の記録についても、これはないというふうに聞いております。それが存在しないために提出できないというふうに、私どもの事前に伺っておりますが、これについて間違いはないでしょうか。

吉田部長。

**吉田総務部長**　総務部の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

前回５月25日に開催されました特別委員会以降、追加の資料の請求が委員会よりありましたので、総務課で資料を取りまとめを行わせていただきました。その中で、この２点が存在しないということで、担当課のほうから結果をいただいております。

以上です。

**吉村委員長**　総務部のほうで取りまとめをしていただきましたが、担当課のほうに確認したところ、存在しないという返事があったということでございます。それで、委員の皆様におかれましては、これから皆さんから質問等に入ってもらうんですが、特に６か所の候補地につきましては、これは特定されないよう、これ個人情報ということもあろうかと思いますので、委員会でございますので、発言にはご注意、ご配慮いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、前置きをいたしまして、前置きが長くなって恐縮ですが、それでは、１、物資集積拠点の取得経緯に関する事項についてを議題といたします。

この件に関して質疑はございませんでしょうか。まず１つ目、物資集積拠点取得経緯に関

する事項について、この資料もいただいた上で、資料等について質問があれば、質疑を伺いますけれども、特にないですか、この１番については。

梨本委員。

**梨本委員**　よろしくお願いします。では、資料について確認させていただきたいと思います。この６か所なんですけれども、以前の答弁では、６か所全ての所有者さんとお話しになられたことではないというふうには聞いているんですけれども、これどういう経緯で、ここを選定に当たられたのかということをもう一回教えていただきたいのと、それをするに当たって、基本的には同じようなところを選定というか、比較対象としてされるのが、私普通なのかなというふうに思うんですけれども、どうしてもこれを見ていると、建物もあるないで違うところもありますし、館の大きさ、敷地面積、本当にもうばらばらといいますか、全くどういう基準でこの６か所になったのかなというのが全く分からないんです。その辺り、道路の利便性とかということもおっしゃっていましたけれども、この６か所の比較対象になった原因、理由というか、それをまず教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**吉村委員長**　２点ですね。これについて。

野地生活安全課長。

**野地生活安全課長**　生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、こちらの物件の見つけ方ですけども、インターネットとかの不動産情報を見させていただいて、おっしゃっていただいているように、市内幹線道路の国道24号、国道165号、高田バイパス、国道166号、国道168号線という条件を付して探させていただきました。その中で、一応敷地面積が500平米以上ある不動産で売りに出ているものというところでピックアップをさせていただいたら、この６か所が出てきたというところでございます。

以上です。

**吉村委員長**　結果として中身が、梨本委員の先ほどのおっしゃった、梨本委員としてはばらばらではないかということでしたが、結果としてそうなったということですね。それから、この前の委員会で、いわゆる先方さんとの交渉をされたのは東室の当該土地だけで、ほかについては一切交渉等は行っていないで、行政の中だけで検討して、やっぱり無理かなということになったという経緯でよろしいですね。分かりました。

梨本委員。

**梨本委員**　ということは、基本的には市としては、500平米以上があれば、今回の探している物資集積拠点としては十分に賄えるという認識で導入されたというか、当初はそういう考えの中で500平米以上ということに決められたのかなというふうに思うんですけれども、その辺りもう一度再度、教えていただきたいのと、あと、６か所ともネットで不動産情報を検索されて、これが出てきたということだったんですけれども、東室の物件に関しては、これは副市長が紹介されたというか、この物件に関してはここも入れといてよというふうなことだったかというふうに思うんですけれども、その辺りももう一度再度、確認させていただけますでしょうか。

**吉村委員長**　じゃ、これについて。

野地課長。

**野地生活安全課長**　その500平米以上ですけども、市としては、もちろん大きければ大きいほどというか、必要な物資量というのは大体900平米ぐらいというのは見込んでいるんですけども、その不動産情報が出てきませんでした。実際に大きい面積の建物というのが。その中でも、一応なるべく大きくというところで、500平米に区切らせていただいたというところです。この東室の物件につきましては、以前お答えさせていただいているように、副市長のほうからここもあるよということで、ここも含めて検討するようにという指示があったので、検討させていただいたというところです。

**吉村委員長**　もう一回確認なんですが、東副市長からの指示があったので検討しているので、ネットで見つけたわけではないという理解でよろしいですね。分かりました。

梨本委員。

**梨本委員**　これは３回目なんで、感想もあれなんですけれども、どうもやっぱり探しているときに、大きければ大きいほどいいというふうに今課長おっしゃいましたけれども、私そんなもんちゃうと思うんですよ。やっぱりこれぐらい必要やでというものがあって初めて、大きさであったり、例えばこれは既存のものを買うということになっていますけれども、葛城市でもし何か新規で施設を立ち上げるときに、大きければ大きいほどいいなんていうことは絶対ないと思うんですよ。ある程度そこにどういうものが必要かということを検討してやれるはずなんで、であれば、先ほどおっしゃられた500平米以上で探していたとか、900平米程度というところと、この東室の物件の大きさが違い過ぎるんですよね。ここだけが、副市長からの入れといてということもあったということを聞くと、どうもこの物件ありきで進んでいたんじゃないかなということが、どうしても私の中で懸念として拭えないんです。これは感想ですけれども、そういった意味から、この表を出していただいたんですけれども、ますます私の中では疑問点が膨らんでいるということだけお伝えしておきたいと思います。

**吉村委員長**　ほかにございませんでしょうか。ほかの委員の……。

谷原委員。

**谷原委員**　よろしくお願いします。受援施設の候補地の比較表ということで出していただきました。私これを見ると、どうしてもある１つの思いというか疑問点が出てくるので、そのことについてお伺いしたいんですが、葛城市は公共施設マネジメント計画というものを持っていまして、そこでは葛城市は２町が合併したので、共通する施設もたくさんありますし、公共施設については、今後、抑制的に、新たな施設については増やさないということをはっきり書いてあるわけです。ほかの市町村の受援施設のありようを見ても、既存の公共施設を利用するということが比較的多いので、葛城市の場合はそういう２町合併で公共施設が多々ある状態の中で、そういう公共施設マネジメント計画もある。これ上位計画だと思うんですよね。なぜ新たに買おうというふうになったのか、その計画との整合性とか方針だと思うんですけど、その方針に対して明らかに異なることになるわけですけれども、しかも、これ倉庫のような形で建物つきということで出てまいりますので、余計そういうことを思うんですが、これは検討されたんですか。そういう受援施設の設けるということに当たって、上位計画で

ある公共施設マネジメント計画との整合性、こういうことについて検討されて、こういう方向へ行かれたのかどうか。これについてお伺いします。

**吉村委員長**　この１点ですね。

野地課長。

**野地生活安全課長**　生活安全課の野地でございます。

まず、公共施設で使える施設というところをあるかないかというのは、もちろん検討させていただきました。それは、この前の以前……。

**吉村委員長**　総務建設常任委員会でリストを出してはいただいております。

**野地生活安全課長**　配付させていただいた資料で、使い得ないだろうというところで、外の新たに施設を求めに行ったというところ……。

**吉村委員長**　今の質問のちょっとだけ趣旨がずれていて、いわゆる上位計画との整合性について検討したかどうかということですね。これはほんなら、市長、答えてくださいますか。

阿古市長。

**阿古市長**　この話はもうほかの場所でも申し上げているかも分かりませんねけども、今回の受援施設の求め方というのは、新たな施設をという形になっております。と申しますのが、葛城市にあるほとんどの施設が、避難所もしくは災害対策本部もしくはそれの予備という形になっております。ですので、その避難所が主には体育館が一番大きいんですけども、市内に５つある体育館が全て避難所になっている。それから、いきいきセンター、ゆうあいステーション、それから中央公民館、それから歴史博物館と、市内にあるほとんどが実は避難所になっているんですね。そんな中で当初、2024年の１月１日に能登半島地震がありました。まだ２年ほど前の話なんですけども、そのときに職員からいろいろとアドバイスといいますか、意見をいただきまして、葛城市にとって救援物資を受け取る場所が不足するということが分かりました。ですので、緊防債が７年度の３月末、今年の３月末でしたので、急いだ形で短期間でそれを準備する必要があったというところでございます。ですから、マネジメント計画がどうのこうのというんじゃなくて、葛城市にとって必要であるのか、ないのかというところがスタートになっております。ですので、新しく造るというので造るだけの時間はありませんでしたので、当然、ある配送センター等を購入するという方向に向かったわけでございます。これが、マネジメント計画と整合性があることが果たして必要であるのかというと、私はそうではないと思っております。市民の命や災害に対する備えを行政として、行政の長として何をやるべきか、市民の皆さん方に付託をいただいておりますので、それに対して準備するということが最大限の使命やと思っておりますので、ですので、マネジメント計画を最上位と考えて、それに従って行うということが正しいとは、私は思っておりません。

以上でございます。

**吉村委員長**　谷原委員。

**谷原委員**　しかし、計画を何のために立てているかということですよね。だから、命は大切なんはよく分かっています。しかし、計画をしっかり立てて、行政の方向性を議会とも議論もしながら、行政の中で調整し、やってきた計画なんですね。その計画の中で、例えば受援施設を設

けるというのは、各市町村、それぞれ工夫してやっておられるわけですね。議会としても、例えば道の駅かつらぎ、これは市の建物ですから、全国にはこの道の駅かつらぎのような道の駅を、いざとなったときに大規模災害のときは、当然そういうお買物とか観光とかいうふうなことにならない緊急時ですから、これを受援施設に充てると。つまり、公共施設マネジメント計画を上位計画として、はっきりこの枠の中でやるということだってできるはずなんですよ。それを取っ払ってしまったら、何でもできるというふうに私は思うんですね。例えば當麻の複合施設の問題でも、議会としては、やはり公共施設マネジメント計画についての説明も受け、そして、公共施設を縮減するという、それで経費を節減すると、将来的に、そういうことの合意の中でつくられてきた経過あろうかと思います。でも、必要なもんは必要だったらいいんだということになると、私は計画を立てる意味が非常になくなってくると思いますので、今、市長の言葉に私はちょっと驚いたんですけれども、市民の命のためにだったらいいんだということは、市長の決意として分かりますけれども、やはり行政の進め方として、こうした計画を立てた以上は、その計画の中で最大限やっていく、また、まだできると私は思いますので、その点については、意見、市長の考えは分かりましたけど、それは私としては納得できるもんではないということだけ申し述べておきます。

**吉村委員長**　答弁されますか、市長。

じゃあ、阿古市長。

**阿古市長**　何を優先するかということやと思います。行政は計画を持っています。ただ、その計画を最上位において判断するに当たって、災害という部分については、それをある種越えなければいけないものやと私は考えております。受援施設を持っていなかったということは、過去においての葛城市のある種災害対策に対する不足した部分やと私は思っております。現実といたしまして、いろんな施設を避難所にしているというのは、被害想定によるものです。今現状の避難所に充てているものの総人数を合計しても、なかなか最大限の災害に対する避難所としての規模は確保できていない、非常に厳しい状態であると私は思っておりますので、ですから、過去において行政がいろんな施設を避難所として充ててきたのは、決して間違いではないということやと思います。ただ、新たな問題点が確認できましたので、それに対して対応することが、じゃあ、上位計画があるからできませんというのでは、災害に対する備えが全くできないということであります。ですので、短期間で準備していかないといけないものは、行政の長として、その責任を負いながら対応していくということは大切であります。これは、新型コロナ感染症の問題のときもそうであります。いろんな計画があるからできないというのではなくて、臨機応変に最大限、市民の命や財産を守ることに対して責任を持って対応する、取り組んでいくということが求められていると私は考えております。

以上でございます。

**吉村委員長**　分かりました。上位計画との整合性については、市長のお考え、分かりましたし、谷原委員のお考えもよく分かります。これこの辺に、分かりました。

ほかの委員。それについて関連で。

梨本委員。

**梨本委員**　今、市長すごいこと言うてはんなと思いながら僕は聞いているんですけど、マネジメント計画との整合性は必要ないと。これは命に関わる問題であればとおっしゃるんですけれども、能登半島地震は2024年の１月ですよ。2025年、今2026年ですよね。2025年の７月にこの物資集積拠点を買おうとしていらっしゃる。かつ、2025年の７月には受援計画も立てられているじゃないですか。その受援計画の中でも、こういうものが入っていたら、私、なるほどと。そことの整合性に関してはあれかもしれへんけれども、受援計画の中でしっかりとこういう市民の命を守るということをやっておられんねんなということは理解できるんですよ。全く入っていないじゃないですか。かつ、財政規律どうなってんですか。財政規律、基本的には当初予算できちっと議会に説明してやっていく。2024年の１月に震災が起こって、その後、職員の方が行かれて、受援施設が必要やということが分かったのは、もう2024年度中には分かっているわけじゃないですか。そしたら、25年の当初予算出してこられたら、こんなことになっていないですよ。私は、今の市長の答弁、全くおかしいんじゃないかなと。時系列的に見て、全然整合性取れてへんなと。それと、なぜあの物件なのかというところと、私は結びつかないんですよ。その辺りも市長、私の言っていること、おかしいんであれば、指摘していただきたいと思います。

**吉村委員長**　そうですね。当初予算でなかったということも改めてこの場所で聞いておきましょうかね。何で当初予算で上げてこられなかったのかと。それからまた、受援計画、2025年の７月に、去年の７月、受援計画を立てているんだけれども……。

阿古市長。

**阿古市長**　問題を把握したのは、今申し上げましたように2024年の１月の能登半島以降、地震以降でございます。その間にいろんな検討を重ねております。まずは、各議員がおっしゃった中で、今現在のある施設の中で運用ができないのかということを、まず一番最初に検討を重ねました。その中で、可能性としていろんな可能性を模索しました。ただ、最終的に物資集積場が新たに必要であるという判断に至って、それからの計画といいますか、対応をしたということであります。ですので、時間的な差異があるというのは当然であります。ですので、受援施設が必要だから、すぐに新しい配送センター、受援施設等を購入しようという考え方に至るまでには、当然のことながら時間の差異があったというところであります。ですので、受援施設のその計画自身が実は頭の中に入っていないもんですから、答えられませんけども、その当時作成したところには、現在あるところの施設の中での運用だという考え方でつくった計画だと私は認識をしております。

以上でございます。

**吉村委員長**　今のお答えによると、そういうことですね。タイムラグで時間的なことがあったのでということ。当初は既存施設を使えないか、2024年の１月から検討はしたというふうなご回答やったというふうに思います。

ほか、このこと関連でも結構ですし、ほかのことでも、関連がなければほかのことで結構ですので、何かご質問等ございませんか。今やっていますのは、いわゆる物資集積拠点の取得経緯に関する事項についてですのでね。

川村委員。

**川村委員**　関連ということで、まずこの問題について。候補地、いろいろと検討いただいたという時期が、非常に能登に行ってから、この場所を見つけるまでの間にちょっとタイムラグがあると。慌てて、ネット情報だけで聞いて、今、東室にいい土地があると。市長が先ほどから、市長として準備する緊急性のある、要するに災害においての対応というのは、もうこれは使命やと、もう本当とてもその考え方は大事なことであると思います。ただ、そう思っている市長の考えを議会にやっぱりしっかりと届けるという、行政上の進め方というのが、非常に今回まずかったん違うかなというふうに私は思っています。やっぱり幾ら緊急、コロナは、実際にもうパンデミック状態で進んでいっていました。それで専決なりあっても、議会はそれに対して理解もしていきます。ただ、ちゃんと報告ありました。専決をすることについても、前段階でもそんな話があった。今回これ、非常に私が残念やなと、議会として残念やなと思うのは、そういう進め方について、もうちょっと二元代表制であることについて、行政というものが、もちろん市長が思ってくださっている気持ちというのは、やっぱりちゃんと報告をしていただけねばならない。この手続が非常に簡素であったかなというところについて、どのように思ってはるのかなというのは１回聞かせてもらいたいんです。議会に理解を得る時間がなかったというふうに当初言われた、この３月議会のときも言われたんですけども、問題が大きい小さいに関わらず、小さかったらすぐに解決していくと思うんですけど、問題が大きくなっていくと、そこに対して原因がすごく大きくなるんですよね。だから、その考え方をしっかりこれからも持っていただかないと、緊急に対する、災害に対する対応というのが常に、もう議会に話ができない。やっぱり議決する立場から見たら、それは必要ですから、やっぱりこの関係性について、市長のご所見を聞かせてもらいたいなと思います。

**吉村委員長**　じゃあ、阿古市長。

**阿古市長**　過去におきましても、議員の皆様方からいろんなご意見をいただいた中に、議会に対する連絡が遅いではないか、もしくは審議する時間が短いではないかというご意見をいただいておりました。ですので、今回の案件につきましては、事務方に議会に対しての手続上の根回しじゃないですけど、お話を徹底するようにという指示はしておりました。ただ、その中で、報告を受けておるんですけども、議長、副議長に対しましては、受援施設の購入に対しての打診といいますか、お話をさせていただいた。並びに、所管の委員長にはその旨をお話しさせていただいたということを事務方から報告を受けております。ただ、それが、果たして事務方でよかったのかどうか、私自身が直接赴いて、議員の皆様方にお話をするほうがよかったのかどうかというのは、これ反省するべきところがあるのかなと思って聞いておりました。ただ、過去の事象がございましたので、その報告は怠らないようにという指示はしておったところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　今の説明でいいですか。

川村委員。

**川村委員**　そうですね。手続、もちろん指示は出してはった。その指示がきちっと確認できているか

というところの流れは検証されなかったということであろうと思うんです。僕はしましたとおっしゃっているんでね。ところが、実際は、そこは空白であったという状況なのかなと思うんです。ここが一番今回のネックなところなんですよ。伝わっていない。それで購入に至った、債務負担行為もしなかった。これも行政上、手続上、これ大きな部分だと思うんですけど、その重大なことに対して、議会に言いましたよ、言わなかったです、言いました、言わなかったです、どっち、どうなんやという話ではないと思うんですよ。だから、きちっとした行政上の手続、ここについて、やっぱり手続をしなければならないのに、手続をしていなかったということに対して、これはもう、まずこの確認をして、意見として申し上げておきたいんですけども、行政手続をしなければならないということを確認していたのに、それを市長に言わなかったということになるのかなと、今の意見でしたらね。だから、それも大きな、市長が指示出したにもかかわらず、報告義務がなされていなかったと。ここですよね。私、大事な部分やと思うんです。だから、きちっとそういう内部統制の報告、指示出して、次、報告を上げるというところが、やっぱりなされていないというところに、議会としても指摘せざるを得ないところがあるのかなということがありますので、指摘させていただいておきます。

**吉村委員長**　今、川村委員がおっしゃっているのは、多分、今聞いていてですよ、おっしゃっているのは、７月、令和７年の７月２日に、奈良県の市町村振興課宛てにメールで問合せをされていると。それに対して、これはどういった内容かというと、債務負担行為はやっぱり設定が必要ですかとか、それからあと、財産取得の議決が地方自治法によって必要ですかということについて、県からは７月14日に、そのとおりですと、やってくださいというふうな答えがあったにもかかわらず、それを原課のほうで把握されていたにもかかわらず、このように債務負担行為もしないで、公社で購入されてしまうというような事務手続上の不備があったというふうなことをおっしゃっているということでよろしいですね。これについてどうなのかというふうなことを今、ご意見としておっしゃったということやと思いますけれども。

川村委員。

**川村委員**　そのことについて確認されたかどうかだけ。

**吉村委員長**　そうですね。これについて、つまり確認したんですか、聞いていたんですかということについて、お答えをいただきたいと思います。これについて、前の委員会でも、どうなんですかという経緯について、メモでも何でもいいから出してほしいというふうに委員会としては申し上げておりましたけれども、特にこれはないというふうなことで、今、吉田総務部長のほうからもご答弁をいただいているというところでありますけれども。今の川村委員の質問について、どなたがお答えになられますでしょうか。阿古市長ですね。もう一回その辺り、もう一回丁寧に、誰が誰にということをきちっと。

川村委員。

**川村委員**　とても大事な部分なんです。もう議会として当初指摘させてもらった、債務負担行為をしなければならないということに対して、７月２日に県に問い合わせてはるということをこの間の答弁をいただいたんですね。それに対して、その報告を市長まで届いたかということで

す。

**吉村委員長**　阿古市長。

**阿古市長**　結論から申しますと、聞いておりませんでした。といいますのが、これは後に話が分かったわけなんですけども、事務方としては、短期間で仕上げないといけないという気持ちがあったのかなというのが一番大きなところです。それともう一つは、過去においてのやり方が踏襲されてきたということやと思います。過去におきましては、債務負担行為をせずに購入をしてきた、それが認められてきたというところが、その検証が至らなかったのかな。多分、事務方の内部では議論が私はあったのではないか。ただその中で、これは市長に報告せずにも、多分クリアできるのではないかというような判断があったのかなというような思いはあります。ですので、これ当初、12月議会に上げてきましたときに、この話は、地方自治法では債務負担行為を上げておかないと無理ですよという話が出てきたときに、法律上の解釈の中で、セカンドオピニオンも含めまして、弁護士の方にご相談といいますか、問合せをかけたところ、法律上は問題ないでしょうと返事をいただいたというのが、多分その当時の事務方の判断の１つであったのかなというような気はいたしておりますけども、現実といたしましては、今おっしゃっていただいている債務負担行為の云々という話は、私のところまでは届いていなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　市長のところまで届いていなかったと。それからまた、あと、事務方の中でどのようになったかということについての、こうではなかったかという推測をおっしゃいましたけれども。結構ですか。じゃあ、以上です。

奥本委員。関連ですね。

**奥本委員**　関連も含みますけど、いいですね。今の関連で、市長に再確認求めたいんですけども、さっき川村委員の最初のところで、議長、副議長に伝えたという話ですけども、以前の総務建設の常任委員会で話が出たときの、この話もしているんですけど、当時、私、議長で西川委員が副議長でした。市長からは、事務方に対して議会に対する手続を徹底するようにと伝えたとおっしゃいました。ところが、あのとき私らが聞いたのは、こういう意向ですということで、具体的にどこであるとか、６つの物件が検討中ですとか、そんなん一切何の説明ももらっていませんよ。だから、これ考えていますというぐらいのさらっとしたやつだったんで、そしたら、市長が徹底するようにとおっしゃっているんであれば、これを議会に対して承認もらうためにどういうふうに進めましょうかとかいうところがあれば、それは我々に対して手続を求められているんやという意識持てるんですけども、そういう意識全く持てない内容だったんですよ。それって、あくまでも意向として聞いているんであって、具体的な説明じゃないですよね、これって。それがあって、その後に今の話になりますけども、現場がいろいろ、これを実現するに当たって、事務方として急ぐ必要があった。過去のやり方を踏襲したとか、セカンドオピニオンやった。分かるんですけども、そこまで動いているところで、市長は手続徹底するって言っているんやったら、逆に報告なかったら、どうなってんねやと言わんとあかんと思うんですよ。確認せんとあかん。それはされていないんですか。されて

いるんであれば、議会に対して説明せえと言うているやないか、もっとしっかりやらんか、はよやらんかというふうにハッパかけんとあかんと思うんですけども、何か話聞いて、市長は最初に言ってそれっきりで終わっているというふうにしか聞こえないんですけど、その辺いかが、確認されておりますか。ちゃんと業務が進んでいるかどうか。進んでいなかったら、それに対して徹底するように、もう一回言わんとあかんと思うんですけど、その辺いかがですか。

**吉村委員長**　金額も大きな話ですし、途中で確認をされていても自然なことかなと思うんですが、その辺り。

阿古市長。

**阿古市長**　議会に対してのお話はしてきたかという確認はしております。してきましたという報告をもらっております。

以上でございます。

**吉村委員長**　奥本委員。

**奥本委員**　やったら、そしたら何でこんなことになるんですか。しているんやったら、我々もちゃんと説明を受けて、逆にそれを納得というか、理解できへんかった議会の責任ですけども、説明いただいていないことがあるんですよ。債務負担のこともそうですけども。そしたら、やっぱりそこは、説明しますということをうのみにされるんじゃなくて、具体的にどんなことを説明したかってまで踏み込んで聞くべきじゃないかと思うんですよ。そうでないと、こんな特別委員会も開かれていませんよ。

それと、もう１個質問だけ先、言わせてもらいます。もう最後になります。最初の話で、この６つのところの比較されているところの、谷原委員の質問に絡むところなんですけども、そのとき市長が、短期間で準備することが行政の長としての責任とおっしゃいました。短期間でやるんであれば、１か所にこだわらずに、複数の避難所、こんだけ市内にいっぱいあるわけですから、そこに対する配送のところまで考えると、やっぱり１か所じゃなくて複数、小さいのでもあったほうがいいんじゃないかという判断もあり得たんじゃないかと思うんですけども、それをしなかったのはなぜなんですか。もう面積だけの要件、さっきおっしゃいました。道路もありますけども。そうじゃなくて、やっぱり最終的に避難所に届けるというところまでを見据えたときに、近いほうがいいよねとか、あるいは、少量でも先に届くべきところを確保すべきかなというところの判断もあってしかるべきかなと思ったんですけども、なぜこの１か所にこだわらはったんかなというところの説明がなかったんですね。そこだけ最後聞きたいと思います。お願いします。

**吉村委員長**　阿古市長。

**阿古市長**　これは、ほかの自治体等も研究といいますか、調査まではいかないですけども、どのようなやり方をしているのかというのはある程度は把握した状態なんですけども、複数の場所にすることのメリット、それと、１か所にすることのメリット、そしてデメリットというのは両方あるんやろうなと思います。ただ、ほかのところ見ていますと大抵の場合、外部からの救援物資等を受けるに当たっては、１か所にされるほうが私はいいのかなと思っております。

複数にすることによって、どちらに持っていきますよということ、それと配送の場合も、１か所で行うほうが間違いが少ないのかなというような思いがあります。これは通常の業務の中では２か所、複数にしましても対応ができますけども、多分、災害というような緊急事態の状態では人員確保等も難しいございますので、ですので、人員が少ない形で対応できるような箇所数のほうが好ましいのかなというような判断を持っております。

以上でございます。

**吉村委員長**　１個だけ確認なんですが、結局１か所にするということをまず決めた上で、場所を探してという流れになりますね。今の話であればね。

**阿古市長**　基本的に複数か所という考え方は持っております。できましたら、１か所に集約をかけて、そちらのほうに人員を配置して、それから配送手続をする。もしくは、受けるに当たっても、やはり人員のことが一番気になります。災害時においては、どれだけの人数が確保できるのかというのは、非常に厳しい状態が予想されますので。ですので、複数か所というような選択肢のほうはあまりなかったのかなと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長**　じゃ、奥本委員。よろしいですか。

**奥本委員**　１か所にこだわらはるというのも分からんでもないんですけども、現実問題として今、これもう４番に絡んでしまうので……。

**吉村委員長**　いいですよ。

**奥本委員**　その１か所が、こういう形で止まってしまっているんですよ。それが実現できるめども全く立っていない状況で。市長、やっぱり急がんとあかん、この思いは我々も思っております。いつ何どき災害が起こるか分からん。そしたら、もしあした仮に、明後日、来週、災害が起こったときに、今何もない状況でどうするんですか。やっぱりどっか確保せんとあかんて。確保することが先じゃないかなと思うんやけども、今現実問題としては、この場所を承認してもらうことを急いでいるしか思えないんですよね。だから、本来の目的というのは、やっぱり新たな施設、それはそれでもいいんですけども、既存施設にないところで新たな施設をやるんであれば、最終目的は何かいうと、やっぱり受援施設を確保するというところですから、それを考えたときに、今のこの議論しているような時間は無駄じゃないかなと思うんですけどね。もう言いっ放しで。

**吉村委員長**　分かりました。ほか、ご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。よろしいですか。

谷原委員。

**谷原委員**　川村委員との関連になるんですけれども、私が、例えば受援施設を購入するに当たって、土地開発公社を通じて先行取得したということになっているわけですけれども、その際に、よく行政の方から、この間の議論の中で、これまで債務負担行為をすることはなかったと。ないまま先行取得をやっていましたということを繰り返されるんです。このことについて、非常に私、違和感を感じています。だから、何なんですかと。その点はどう思っておられるのかね。つまり、今回はもうずっとそうだったから、そうなってしまったということだけれども、なってしまったことについてどうお考えなのかね。このことについて１つお聞きした

いんです。

それから、２つ目は、このことに関係して、なぜ債務負担行為をしないで議会は認めてきたのか。認めてきているわけですよ。債務負担行為なくても買戻しについて予算をちゃんと議決して、こんな債務負担行為がなかったからおかしいやないかという議論は、過去にはなかった。だけど、今回はあるわけですよね。なぜ、この違いがこういうふうに生じたというふうにお考えなのかね。私は、なぜ過去、債務負担行為が行われないまま、なくても、議会が認めてきたのかというのは、私はそれなりに思うところあるんですよ。なるほど議会はそういう対応されたんだなと。だけど、行政の側はどう思っておられるんですかね、そこら辺のこと。つまり、過去、債務負担行為なしでも、土地先行取得した土地について、議会が予算で何も言わずに議決してきたのは、なぜだったとお思いなっているのかね。でないと、今回議会が特別に何か難しいこと言っているような印象づけに何かなってしまっているので、私はそれ議会としてはそうじゃないんだろうと。先輩方がそういう形でやってこられたことについては、それなりの理由が私はあったと思っておりますので。それをどうお考えなのかお聞きします。

**吉村委員長**　お考えですね。お考えを伺います。

林本部長。

**林本企画部長**　企画部の林本です。

今の谷原委員のご質問なんですけども、過去というか今、今回の件に関しましては、従前から債務負担行為、また、財産の取得という議決を経ずにやってきたのはなぜかという、その辺のことは、もうこれ繰り返しのご答弁になるんですけども、やはり従前のやり方という前例踏襲ということで、そこの中に、先ほどから出ています、先ほども申し上げました地方自治法の214条であったりとか、また、96条第１項第８号ですかね、これの部分というのは、当然認識がなかったということになるのかなというふうに考えております。

それと、２点目になるんですけども、過去はどうだったのかなということなんですが、これはもう過去のことなので、そのときの当時のやはり状況、当事者というのはもちろんここにはおりませんですが、今も申し上げましたように、当然、認識がなかった、先ほどから申し上げます、法律に関しての認識がなかったのかなというふうには推測させていただいております。

以上です。

**吉村委員長**　谷原委員。

**谷原委員**　２番目のほうの質問、角度を変えてお聞きしますけれども、要は何で今回もめたのか、こんな形で議会が反発しているのかというふうにお考えなんでしょうかね。だから、過去はそうでもなかったわけですよ、議会はね。だけど、今回はこういうふうに、議会がやっぱりこれはおかしいですよというふうになったのは、どう捉えておられるんでしょうか。そこら。

**吉村委員長**　なぜ今議会、あるいはこの委員会でも問題視しているかですね。それも全会一致で問題視しているわけですが。

林本部長。

**林本企画部長**　そのご質問につきましては、今申し上げましたように、そもそも、そもそも論として214条、地方自治法第214条と96条の第１項の第８号について、今回のこの物件を買うに当たって議会のほうで、去年の12月ですかね、予算委員会のほうで議論が出たことによるものであると考えております。

**吉村委員長**　もう一回、今の質問の意図が十分伝わっていなかったんで、２番目の質問、補足でもう一回説明お願いします。

谷原委員。

**谷原委員**　つまり、議会が何か無理難題を言っているように思われるんじゃないかと思うんですが、本来あるべき手続を過去はやっていなかったと。やっていなかった。でも本来やらなあかんのにやっていなかった。議会もそれで認めてきた。だけど、何で今回、議会は認めていないというふうにお考えになりますか。そのことについて、なぜそうだというふうにお考えになっていますかということで聞いているんです。

**吉村委員長**　答えにくいんかな。

**谷原委員**　答えにくいのは、つまり、そこを理解していただかないと。

**吉村委員長**　だから、問題意識ちゃんと持っていますかということ、聞きたいんですよね。

**谷原委員**　要は議会との関係で、今後、こうした議案を行うときに、今のままだったら理解していただけないのかなというふうな思いがあるんですよ。つまり、過去、これ私の考えですよ、こっからはね。過去、先行取得やってきて、それを債務負担行為なしに、議会で買戻しについて予算が上がったときも、議決を滞りなくやってきたのは、その事業について、つまりある事業について……。

**吉村委員長**　谷原委員、今この物資集積拠点の取得経緯について、今やっていて、この後また取得方法についてもやりますので。

**谷原委員**　要は取得経緯の中で、債務負担行為……。

**吉村委員長**　それの確認をするような質問に。

**谷原委員**　簡単に言うと、こういうことですよ。なぜ物資集積拠点を行う事業について、事前に議会に説明がなかったんですか。物資集積拠点をこういうところを買って、こういうふうな事業をしようとするということの説明を、なぜ議会に対して事前にされなかったんですか。だから、我々が知ったのは突然、予算の段階で知るということになったから。

**吉村委員長**　今回、多分おっしゃっていることは、例えばトイレカーとか、そういうふうなことについては、きちっと従前に説明があったりとか、あと例えば當麻複合施設もそうですけれども、丁寧にされてきたと思いますけども、これが異質だという印象を持っておられると。

**谷原委員**　だから、例えば土地開発公社で我々が知っているものでも、いろんな事業について先行取得やっている部分もあるの知っていますよ。でも、それについては、議会にその事業全体について明らかにされているから、こういう事業を行っていく、それは土地が買い上げることは必要だ。事前に分かっておれば、議会としてその事業全体を議会として認めてきているわけですから、当然それに対して協力するということはあるのは当然だと私は思うんです。だから過去でも、だから債務負担行為なくても、事業全体の説明があり、議会もそれを同意を

行っておれば、それはあまりそういうことまで踏み込まなかったということがあるんかも分からないんだけれど、今回私が感じるのは、この物資集積拠点の取得において、議会に対して、そうした受援施設についての在り方についてとか、要は受援施設について、１つの事業ですね、これは。だから、それについて事前に議会に全く説明がなかったと。全体像がですね。普通は、例えば尺土駅前の件でもそうだし、国鉄・坊城線の件でもそうだけれども、事業全体の説明があって、当然それに伴う土地取得ということがあるわけですから、それは私は、議会としても協力するということであれば、そういう方向でいくというのは過去あると思うんです。それがね。ただ、今回それがなかったもんだから非常に驚いて、どうなっているかということで、しゃくし定規というたらおかしいけど、形式的にちゃんと手続を踏まれていないんじゃないかというところがクローズアップされてきたんかなというふうに、これは私がそう思っているところなんです。だから、そこなぜ、本当に大事なことですよ。受援施設をちゃんと。我々も聞いていましたから。能登半島地震で、特に水道課の職員さんは非常に応援ということでやってこられて、その報告会も議会としても聞きましたし。だから、そういうことの中で受援施設が要るということは、もう共通認識としてあったわけですから、だから、なぜその後、受援施設を購入するとか、こういう事業計画があるのに、事前に議会にきちっと説明されなかったのか。ここはよく分からないんですよ。だから、買うことだけが先行しているようなことになってしまったから、手続的にストップをかけるみたいなことになっているので、そこら辺のことをお聞きしたいんです。なぜ事業として……。

（発言する者あり）

**吉村委員長**　谷原委員、今、梨本委員が関連で聞いていいかということで。じゃあ、よろしいですか。

梨本委員。

**梨本委員**　私、谷原委員が聞こうと思ったことと全く一緒のことを聞こうと思っていたんで、以前から議会で、今までの前例を踏襲して債務負担を上げてこなかったというふうにおっしゃるんですけれども、私聞きたいのは、今まで事業の説明もなく、今、谷原さんがおっしゃられているように、事業の説明も全くなく、そういったことがあったのかということを聞きたいんです。実際に債務負担を上げずに買われた事例というのを、僕ら、漫然とそういうふうにおっしゃられているんですけれども、この事例とこの事例とこの事例というふうに示していただいたら、大体の比較もできると思うんですけれども、私自身、事業を全く説明もなくて、こんな債務負担を上げるということが、本当に前例としてあったのか。これはもう本当に、これまで葛城市議会議員としてやってこられた方の、私名誉にも関わることやと思うんですよ。ですので、それは聞かせてください。

もう一つ、債務負担をするときに、不動産鑑定まで投げてやった事例があるのか。それも聞かせてほしいんですよ。だから、そこで、本当にそういうことが今までやってきたんだと言われるんであったら、我々も、なるほど、今までの踏襲してきたんやということも理解もできるんですけれども、そういったこともなく、議会が今まで認めてきた、認めてきたと言われると、これは非常に大きな議会に対する不信感を生むことになってしまいますんで、そこを事例を挙げてちゃんと説明していただきたいというのと、あと、これ、もう一つ追加で

市長に聞きたいんですけれども、受援施設に関して、非常にこれ、能登半島地震から必要やということを痛感したと。だから、これ何とかして早いことやらんと、市民の命に関わることや。これは我々も本当に共感します。ただ、それに基づいて、じゃあ、こういうもんが必要やねんということの資料というのは、どういうものがあったのかというのを聞かせてほしいんですよ。そういう資料を議会のほうにも提示してもらっていたら、こんなことになるわけないんですよ。だから、受援施設、要りますよ。本当に痛感していますと。だから、当初でも、2024年の１月にあってから、そっから議会何回も開いているわけですから。その中間でも、受援施設の必要性をちゃんと我々に知らしめてもらうような資料があったのか、なかったのか。それとも、市長がそういった報告を受けて、そう感じて、これは要ると感じて進められたのか、どっちなんですか。

**吉村委員長**　林本部長。

**林本企画部長**　企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

もう事業計画として、これを議会のほうに説明したかどうかということでございますけども、この物資集積拠点というのは、先ほど出ました受援計画、令和７年の７月に策定いたしましたけども、その中には中核的な物資集積拠点として位置づけはさせていただいております。その説明につきましては、令和７年の９月議会で一応説明のほうを、受援計画のほう説明はさせていただいたということでございます。

あと、取得に関する経過ということでございますけれども、先ほども奥本委員からもご指摘いただきましたが、要所、要所で一応議会のほうに報告をさせていただいております。私、当時総務部長でしたが、当時の企画部長、同席、また、議会事務局長もそのときは同席させていただいて報告させていただいた上で、どういうふうにお取り計らいいただけますかというような形の相談をさせていただいたという記憶がございます。

３点目の過去のどの事業でちゃんとそういったことをやったのかというところは、今、手元には、申し訳ございませんが資料等はございませんので、ただ、過去はそういう形で債務負担行為、また、財産の取得である議決等は得なかったということを先ほど申し上げただけなので、どの事例が具体的にそうなのかということは現在、現時点では資料のほうございませんので、答弁のほうはできかねます。

以上です。

**吉村委員長**　そうですね。１回、やはり過去はこうであったということをおっしゃるのであれば、何年何月のという時期も含めて、これについてはというふうに具体的にやっぱり説明が必要なのかなと。それからあと、今のご答弁聞いていても、結局、当時の議長に報告したということについても、具体的な場所とかそういったこと説明なしに、例えば受援計画については示したをもって説明したというと、かなり差があると、認識に差があるなというふうには思うんですけど。梨本委員、今の答弁でどうですかね。

**梨本委員**　全く聞いていることと違うんですね。私は、これまで事業というものは、特に土地開発公社使う場合は複数年の事業ですよ。こんな単年度ですぐに買うて、すぐに市に買い戻すなんて事業なんか今までやったことないと思うんですよ。だから、今まで私は前例がないことを

やるんだから、きちっと財政課が調べられているんだから、そのことをもって、法的にちゃんと進めるというのがこんなん当たり前の話ですよ。でも、その手続すっ飛ばしてやったわけでしょう。ということを、これまで土地開発公社でそういう先行取得するときにはしていなかったんだからということをしきりにおっしゃられるから、それやったら、今まで事業として計画している、この受援計画の事業に関しては、こんなもん事業として入っていないんですよ。入っていたら、不動産鑑定でも入っていたら、これが、こういうことをやっていかはんねんなというの分かるじゃないですか。全くなかったわけでしょ、去年の当初で。僕、今、施政方針、去年の施政方針、もう一回見直そうと思って出したところやから分からへんけれども、施政方針の中でも受援施設を購入しようと思てんねんって書いていたら、そういうことを書いていたんやなと。これ分からへん、僕、今、施政方針、ちゃんと読み込めていないからね。去年の分やから。でも、そういうことがあって、ちゃんとその債務負担とか、そういう事業を前提として進んだんかということを聞いているわけですよ。だから、それで今まで買うた。例えば、尺土の駅前開発にしても、国鉄・坊城にしたって、いろんなところ、これまで土地開発公社やってこられたわけやから、その事業でそういうことがあったんやったら、その事例をちゃんと示してほしいと。かつ不動産鑑定まで、そういった土地開発公社に市から投げた事例があんのかということも聞かせてほしいんですよ。そうしなかったら、これから不動産鑑定、投げる、土地開発公社に投げたら、議決要らんという話になってまうんですよ。2,000万円を超える物件に関しては。そんなことやっていたら、もう議会要らんじゃないですか。

**吉村委員長**　本質はそういうことです。この委員会の本質はそういうことでありますけどね。

**梨本委員**　だから、そういう土地開発公社の以前の事例、最近土地開発公社で買われた事例があると思うんです。それを遡って、議会でこのときにこういうことでしたということであれば、我々議員としても、なるほど、債務負担、この事業に関してはそういうふうにやらはったんやと。ただ、先ほどから谷原委員がおっしゃられているように、それは、私は事業として説明されてこられたと思うんですよ。そのときの理事者がきちっと議会に説明してこられた。今回は、去年の議長、副議長、総建の委員長に示されたと言うけれども、聞いている本人が、えっとなっているということは、私はそれは伝わっていない、イコール伝えていないと一緒やと思いますよ。

**吉村委員長**　答弁、今ので債務負担行為を上げずにできた前例ということについて答弁を求めます。じゃないと、これが前提となっての議論なので、これがすぐ出てこない。つまり、少なくともいついつというふうなことが出てこないと、それを調べて、いや、これはこの方法でやっとったんやというふうな話になるはずやと思いますんで。

（「調べるの時間かかりますので」の声あり）

**吉村委員長**　調べるの時間かかるんですか。それっておかしくないですか。だって、それ分かっていたわけでしょう。それやったら、債務負担要らんという事例なくして、調べなきゃいけないようなものをね。

一旦時間１時間超えましたんで、じゃあ、それを調べていただくということ、出してもら

うということも含めて暫時休憩……。

（発言する者あり）

**吉村委員長**　あと、市長、すいません、休憩に入る前に、梨本委員が能登半島のことについて、資料を提示してもらったことがあったかなかったのかということについての質問がありましたんで、それお答え願えますでしょうか。

阿古市長。

**阿古市長**　資料の提示はしてもらっています。写真ですとか、報告を受けましたので、当然その写真等は確認して、受援施設の在り方については見させていただいております。

以上でございます。

**吉村委員長**　それについて、梨本委員。

**梨本委員**　それは、報告書は我々も多分見せていただいたと思うんです。それ以外に何かそういうものがあって、例えば、こういう物資集積拠点に関して、これだけのものがやっぱり葛城市として不足している、近々に解決しないといけないとかというような、そういったものがあったのかというのは、我々分からないんですよ。だから、その辺があったのかどうかというのを、今の市長の説明やと、我々が見たような同じような写真の職員さんの報告書、これは我々も見たじゃないですか。

**吉村委員長**　それは報告いただきましたね。

**梨本委員**　それをもって判断されたのか、それ以外にきちっと数値的なもの、こういったものが必要やという判断基準となるような詳細な資料があったのかどうかということを聞かせていただいたんですが。

**吉村委員長**　阿古市長。

**阿古市長**　救援に行った職員にそれを要求はしておりません。まず観察してくるようにというので送り出しておりますので、それの写真ですとか、いろんな報告は受けました。ですので、そのことについて問題点を洗い出しするのは、行政を受け取る側の判断でございますので、それを報告者にその数値を求めたりすることはなかったと記憶をしております。ですので、問題点の指摘は受けましたので、問題点の指摘を受けて、行政内部での判断をしたということでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　梨本委員。

**梨本委員**　報告者にそんな数字をまとめろなんて、私１個も言ってなくて、報告者から出てきたものをちゃんとその原課に指示して、数値化させて、こういうもんが必要なんやなという資料をもって、こういうふうな形に事業に進めていかれたのかどうかということを聞いているわけですよ。そんな報告した方が、いやいや、だから、報告した人が数字どうこうというより、基本的に当たり前じゃないですか。報告した人がそういう報告を受けて、市長がこれは大事やから、原課のほうで精密に調べてということをもって、そういった資料が上がってきて初めて、これはちゃんと必要やなというふうになるわけでしょう。もうこれ以上はもう結構です。もう今の市長の話聞いていると……。

**吉村委員長**　今の梨本委員のそれを受けて、阿古市長。

**阿古市長**　質問に正確に答えたつもりやったんですけども。報告を受けました。それで行政内部としては、受援施設が必要であるということを改めて認識をいたしました。それで、現在ある、先ほどの答弁に戻りますけども、現在ある施設の中で、それがクリアできるのかできないのかという検討に入りました。それで、それでは現実的には無理だなということに至って、最終的に緊防債の限界である今年度の３月末までに、それの準備をするというような段取りに入ったわけでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　市長のお答えとしては以上のようなものになるんですが、梨本委員の質問の中で、要は債務負担行為を上げない前例について、これについては、やはり口頭だけでいただいていてもいけませんので、資料の提出を求めますので、これで暫時休憩をいたします。

休　憩　午後３時１２分

再　開　午後４時０５分

**吉村委員長**　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど梨本委員の質問でちょっと止まっているところであります。委員の質問は、今回、事業説明もなく、前触れもなく、債務負担行為も上げないで、土地開発公社が土地を購入した。だけれども、このように、今回と同様に、事業説明、こういう説明も、こういうことをしますというふうなこともなく、債務負担行為を上げないで土地を購入したりとかしたような事例があったのかという質問につきまして、理事者側のほうでは把握されていないということで休憩を取りました。その間に調べてもらいましたので、まずは、日時も含めましてご答弁を、どういったことがあったのかということをご答弁いただけたらと思います。

西川課長。

**西川企画政策課長**　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、直近の買戻しの新しい３件ぐらいを例でご紹介だけ、お伝えさせていただきます。

まず、令和６年の９月30日に買戻ししました国鉄・坊城線事業になります。こちらにつきましては、先行取得契約が平成18年の10月26日、なお、鑑定については、こちらについては市のほうで取っておられるということでございます。

次に、買戻しの日が令和３年10月１日の事業になります、市役所の駐車場整備事業。こちらの先行用地取得契約が平成19年５月17日、鑑定のほうは公社で取っておる状況です。

もう一つが、買戻し日が令和２年３月31日の鈴原・二塚線整備事業になります。こちらの先行用地取得契約が平成30年４月１日で契約しており、こちらも公社のほうで鑑定を取っておる状況でございます。

あと、該当する事業の説明があったかどうかについては、公社のほうの事務局の立場になりますんで、把握はしておりません。

あと、債務負担のほうは、また財政課のほうから説明させていただきます。

あと、道の駅の関連する公社の取得についても、今聞いている段階では債務負担はせずに取得したと聞いております。ここは筆が多いので、なかなか答えにくいところはあるんです

けども、全体的に公社で買った分についてもしておらないということです。

以上です。

**吉村委員長**　山岡財政課長。

**山岡財政課長**　財政課の山岡です。よろしくお願いします。

財政課のほうで債務負担行為の設定した内容、事項を改めて確認いたしましたが、土地開発公社の用地取得に関するものはございませんでした。

以上です。

**吉村委員長**　今のご答弁を受けて、梨本委員。

**梨本委員**　短時間で調べていただいてありがとうございます。今聞いていると、やはり大きな事業の中ではそういうことがあったと。今、西川課長、分からんとおっしゃられたけれども、議会に対してどういう説明してこられたかというのも分からないですかね。例えば委員会の中でとか、少なくとも協議会の中で、こういった買戻しをされる前にどういった説明をしてこられたかというのが分かれば、教えていただきたいんですけれども、それは今の段階では分からないですよね。分かりました。

そしたら、最後に１つだけ確認なんですけれども、昨年、議長、副議長にある程度事前に相談をされた。総建の委員長、副委員長にもされたということで、理事者側としては、きちっと説明をしたというふうに解釈しているというような話がずっと来ているんですけれども、そのときに、この話はされたんですかね。今まで土地開発公社で土地を取得しようとするときには債務行為を組んでいなかったので、今回もこの受援施設の買取りに関しては、債務負担行為を設定することなく進めていくという事業になりますけれども、議長、副議長、それで大丈夫ですかという、こういった確認はされたのかどうかというのを教えてください。

**吉村委員長**　林本企画部長。

**林本企画部長**　企画部の林本です。

ただいまの梨本委員のご質問でございますけども、そういった説明はしておりません。

以上です。

**吉村委員長**　梨本委員、これでよろしいですか。今、梨本委員のほうから報告についてどうやったかという、議長のほうに説明をしたのかという、これは議長も聞いておられないということで、議長というか、当時議長であった奥本委員は聞いておられた……。

奥本委員。

**奥本委員**　今の件も含めてですけども、休憩前の議論に遡って、もう一度確認したいんですけども、通常、当時、私、初めて議長を拝命したこともあって、重要な説明を受ける際には必ず事務局長、当然副議長も同席ですけど、事務局長も一緒に行っていただいて、場合によってはほかの事務局員も含めてですけども、話聞いていたんです。そこまでやって、なおかつ私、必ずメモは取るようにしていたんですが、そのメモが見当たらないんです、遡って。まだ、もしかしたら、探し足らないかも分かりませんが、基本的にはそういった重要な報告を当時受けて、通常そういう場合は、資料を必ず持ってきていただいているんですよね。その資料を基に説明を受けているという流れだったんです。ところが、その資料も見当たらない状況で、

この話が本当にそれが報告だったのか、説明だったのかというところを思い起こしても、説明を受けた記憶として、私、持ち合わせていないんですよ。実際に、私がそのとき取ったのは、そういう意向であると。意向であった場合は、必ずそれが、その後に議会として全員協議会で話をしたいという意向を聞いたりとか、あるいは、これを常任委員会のどこどこで説明しますというのがセットだったはずなんですけども、その依頼も受けていないんですよ。あれば必ずそれもメモしますが、それも一切ありませんでした。ですから、先ほどから何か私と当時の副議長が聞いたから、それを議会として対応せんかったというところに何か話が持っていっているような感じに聞こえてしまうんですよね。それは私としては、看過できない内容です。

まず、そのとき、私も記憶が曖昧で、メモも何も残っていないけども、もう一回確認したいんです。まず、そのときに具体的な場所、それから、これいつの話、いつを取得考えているかとか、あるいはその資金、予算的なところで、今、梨本委員の質問で、債務負担行為は説明していないとおっしゃいましたけど、それ以外に例えばどういう形で資金調達するという説明されましたか。それ私もう記憶全くないんで、分からないんです。それがまず聞きたいのが１つと。

それから、通常であれば、先ほど言ったように、議長に最初話を通していただけるのはありがたいんですけども、必ず議長の言葉を聞いただけで、それを議会の判断としては絶対ならないんですよ。それをところが、今先ほどから何か説明されていたのは、議長、副議長に話しましたからとおっしゃっていますけど、それで議会の同意を得たという、考えていらっしゃる根拠はどこにあるのか、私、まずそれを聞きたいです。それでそんなん通るんやったら、もう委員会も要りませんし、ほかの議員も要りませんので、もう議会は議長と副議長いたらいける話ですから、こんな乱暴な論理ないと思いますよ。そこも確認したいと思います。まず、その２つお願いします。

**吉村委員長**　今の２点について。

林本部長。

**林本企画部長**　企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

少し時系列で申し上げますと、令和７年の６月19日に、総務建設常任委員会協議会で、まず物資集積拠点の購入の選定に入りますと。ただし、その際はまだどこにということではなくて、もちろん、このとき、たしか災害リスクマネジメントの考え方で、やっぱりなるべく早くもう取得したいというのが１点と、そのとき緊防債が、その時点では令和７年度で一旦終了するということでもございましたので、そういったことも説明させていただいた上で、たしか公社による先行取得を視野に入れてということで説明させていただいたと思います。その後、７月の15日に、正副議長のほうに、先ほど私と当時の企画部長と、多分、事務局長も同席の上で、選定ができたので、公社によって鑑定の依頼をお願いしたいというような、多分説明をさせていただいた記憶がございます。そのことは、同じ７月の24日の日に正副の総務建設常任委員会の委員長にもさせていただいた記憶がございます。その後なんですが、鑑定作業に大体２か月半ぐらいかかるというようなスケジュールもありましたので、今度９

月の定例会中に何らかの形で報告できればよかったんですが、最終、鑑定は10月に入ってから金額が分かりましたので、９月の22日はたしか昨年、令和７年の９月議会の最終日であったと記憶しておるんですが、そのときにも議長のほうに一応、鑑定が今回間に合わなかったので、10月前半、中旬ぐらいに上がってきた鑑定を議会のほうで説明をさせていただきたいというお願いはしたんですが、そのときはもう改選ということもございましたので、時間的には難しいというご返答をいただきました。その後、改選した後に、新たに議長のほうに、今回公社で先行取得する物件の説明をさせていただきたいということで、11月の19日の全員協議会のほうで、初めてそのときに物件の内容であるとか、詳しいところの説明、金額も含めてさせていただいて、12月の補正予算で上程させていただきますというような話と、12月に入りましたら、公社と地権者の方とで契約をさせていただきますというお話はさせていただいた記憶がございます。ですので、そこで初めて物件等の具体的な場所であったりとか、金額であったりというのをさせていただきましたが、途中の報告の中では、そういった具体的な場所であったりとか、そういったことは申し上げていなかったというふうに記憶をしております。

以上です。

**吉村委員長**　場所とか、金額とか、そういったことについては、おっしゃっていなかったと。全協で、11月19日、初めて物件の内容等については、報告がなされたと。議会のほうになされたということですね。

もう一つは、通常我々であれば、11月19日の内容をもって理解したというふうには思うわけですが、要は議長に報告を、例えば公社の鑑定依頼をしたいとか言うていた、令和７年７月15日に連絡したというのは、これは議会への報告だ、これをもって議会への報告だというふうに認識されたという理解でしょうか。そうではないんでしょうか。その辺りは。

林本部長。

**林本企画部長**　今、すごくその辺のところのお話の中で、認識というのが若干ずれているのではないかというお話だったんですが、私どものほうは相談させていただいたということで、これをどういうふうに取り計らっていただけるかというようなことでの相談というふうに認識はしております。

**吉村委員長**　取り計らいの相談をしたというようなことですか。議会でどういうふうに取り計らう……。

**林本企画部長**　取扱いというんですかね、取り計らい。ただ、この時点では、７月の15日はたしか物件が選定しまして、その後、公社で鑑定に入ります、鑑定を着手しますというご報告も踏まえてですので、ただ、その点をどういうふうに今度、議会、議員皆様のほうに展開していくのかというところは、そういった話の相談ということですが、多分、報告だけで終わったのかなというふうに認識しております。

以上です。

**吉村委員長**　相談をしようかなと思ったけれども、報告しかできなかったということでいいですか。

**林本企画部長**　ごめんなさい。何回もすいません。あくまでも相談ベースでのお話ですが、内容はそ

ういう内容でしたので、報告に受け取られたのかなというふうには思っております。

以上です。

**吉村委員長**　奥本委員。

**奥本委員**　今の日付の中に入っていなかったのが１つあって、総建の協議会か委員会で、これ、議長、副議長に報告していますよ、報告というか、もう何かそれがちゃんとして聞き入れてもらっていて、もう決まっていますよというような言い方で答弁されたやつがありましたよね。それは日付はいつか分からないんですけども。そこで初めて、このとき我々、これ、あのときの話は、これはもう何か我々が了解したという意味に取られているんやなって初めて分かって、あのときに違いますよと訂正申し入れた経緯があるんですよ。今、日付ではそれがいつか分からないんですけども。仮に７月15日の段階で、今おっしゃっているように、事務局、そのとき入ってもらったということやから間違いないとは思うんですが、選定できたので公社に……。

**吉村委員長**　鑑定の依頼をしたいということだけですよね。

**奥本委員**　鑑定に入るという報告、報告ですよね、これも。そのときも。そやのに、何でそこが、議会が了承したことになるんですか、これ。おかしいですよ。こういうことでもって、議会はかつて、そういう報告をもって、そういう２億6,000万ものお金を動かすということを常任委員会あるいは全員協議会を諮らずに、何かこういう決めたことはあるんですかね。これ逆に歴代議長さんの経験者、議長経験者にお聞きしたいんですけど、こんなことってありましたか。逆に、こんなん許されるんであれば、さっきも言ったように、もう議会要らないですからね。

**吉村委員長**　議長にだけ言っとけばオーケー……。

**奥本委員**　これは質問する方向が理事者じゃないからあれなんですけども、もし何かそういうことの見識をお持ちやったらお聞かせ願いたいんですけども。逆に当時の副議長も、記憶もしお持ちやったら、このとき何か私、それで行ってくださいとかいうような返事したかなというのを逆に確認させてほしいんですけどね。もうとにかく何か今のままやったら、私がオーケーしたようなことになってしまっているんで、これは納得いかないですわ、はっきり言って。

**吉村委員長**　西川委員。当時の副議長。

**西川委員**　当時、私、副議長で、恐らくあそこ応接室で受けたのかなと思います。ただ、そのときは、本当に今物件も分かっていない状態、もちろんお金もそうですね。いつやるかというのも分からない状態で、土地開発公社というキーワードですよね、まずはね。そこで、これは僕のやっぱり、確かにそこで了としたことはないですわ。報告を受けて、ああ、そうですかぐらいの話が、それが土地開発公社というところで、これは言うたら別、感覚的に理事者の説明もそうなんですけど、これは公社ですよというところがあったんですね。そこで、僕の認識不足、この214条の話というのが恐らく、恐らくと言うか、僕自身はそのとき理解をしていませんでした。これは梨本委員が、12月ですか、そのときに問題提起をされて、これはもう議員としては、そこに関しては、私もやっぱり勉強不足であったなというところはありますけども、土地開発公社、これは別組織やというところの認識がありました。もうそれは、理

事者が言うたはる常々ずっとそういう買い方で来ているというところに通じているかもしれません。けども、そういう感覚で、理事者のほうもそういう話し方やったと思います。だから、ほとんど記憶にないという感じなんですよね。せやから、そこをもって、いや、説明したから議会が全部了承しているというところは、これ当てはまらへんのちゃうかなというふうには思いますし、ほとんどそこについては、説明ということも詳しい説明やったら、例えば、どうなん、どうなんという話になると思いますけど、もうほんまに当たり障りのないような説明であったのかなというところは記憶していますし、やっぱりこういう案件でしたら、大事やなと思う案件でしたら、やっぱり市長、副市長が来たら、私たちもそのときに、ちゃんと、多分議長の判断ももうちょっとしっかりと、僕らもしっかり受け止めていたかもしれませんし、ただ、ただの報告案件、数ある中の報告案件というところの認識やったかなというふうに記憶はしていますね。

以上です。

**吉村委員長**　もう一回どうぞ。奥本委員。

確認はしていただいて……。

**奥本委員**　今、当時の副議長も話されましたけども、そのことのどれだけ重要な内容かっていうの、全く分からんかったんですよ。場所分からん、金額も分からん、時期も分からん。

**吉村委員長**　報告じゃないですよね。

**奥本委員**　しかも、それが部長からの説明で、よく分からん説明というか、報告だけだったんですよ。だから、重要性の大小というのは判断できへんじゃないですか。例えばおっしゃるように金額でも分かったら、そんな２億6,000万もやったら、これ何で市長来ないんですかと言えるけども、そんなんも一切ないんです。だから、その状況で我々に判断を求める、その判断を求められているとも私は思っていないんですけどね。それもおかしな話であって、なおかつ、それを後になって、説明しましたとか、そういうふうに使われるというのは、ほんまに心外ですわ、これは。逆にそのとき、委員長も何か聞かれているという説明されていますけど、委員長、それで了とされたんですか。

**吉村委員長**　私もあの後、電話いただきましたね。私がそのとき大阪におったんですけれども、電話かかってきまして、同じような内容、選定できた、公社の鑑定依頼をしたいというふうなことについては伺いまして、私、議長と副議長には報告されたんですか言うたら、報告しましたというような内容、そうですか、はいと言うて。私も、いわゆる土地、言うたら、地方自治法についての形式も、先ほどの西川委員と同じで理解不十分、12月に聞くまでなかなかその理解もできていなかったというところは、もう私も反省すべきだと思いますけれども、それ以上の報告は、例えば、場所であるとか、金額であるとか、もちろんこれから鑑定をするということなので受けていないというようなことであります。ということで、今、私どもがそのときのことを、私のもう記憶にたどって今申し上げましたけれども、林本部長、それで、いや、言うたはずやのにとかということはないですね。

ほんなら、ここで川村委員、どうぞ。

**川村委員**　基本的な議会とのやり取りということを再認識をしていただきたいなと思います。言って

いることは、内容は非常に希薄です。希薄というよりか、報告と相談、これどちらにしても、報告にしても、時期であったり金額であったり、金額分からへんって、どんな事業になるのかも分かれへん、こんなこれはもうまずもって、どのぐらいの規模かも、おおよそであっても相談の中には入るべきやと思いますけど、それもない。時期がまだ未定ですという、でも、およそこのぐらいであると。要するに受援施設というのを必要と思われますかと、議長にまず、議会にこういうことを相談したいんです、これからかけていただきたいんです。こういうのが、そもそも行政から上がってくる議会への報告事項であると思います。報告事項というのは、議長はどういうふうに言うかというと、そうですかと。でも、これは私個人で受ける話ではないので、やっぱり委員会に諮らないといけませんねと。必ずそう言います。私はそうしてきたつもりです。これは、議長と副議長に言ったから、その判断を２人に委ねるものじゃないんです。議会は、そしたら、その段取りをどうするのかという内容を持ってこないといけない。だって、執行部ですもん。執行部は、これを議会に諮ってくれというのは当たり前です。この作業がまるっきり抜けている。ここを議長と副議長に言うたからいうて完結するものでもなくて、これが中古を買うのか、これから委員会にかけてどういうふうな方向で検討するのかというのを、まず、そこの話をスタートなんですわ。だから、勝手に買うと言うて、勝手に買いますって、これはもうあり得ない。これあり得ないです。議会には、こういうことを検討する委員会を持っていただきたいというのが通例です。これを今、改めて認識していただきたい。これまでも、私たちも何件か議会に対する報告事項が漏れていた件があります。それをもう一度、こんな機会ですから、議会への報告とはどういうことか。私いつも前も言っていたんです。二元代表制をもっとしっかり勉強していただきたい。我々は、市民から負託された13人のやっぱり議員なんです。ここをきっちりと指摘していく、私たちはそれをチェックしていく機構なんです。機関なんです。ですから、そんな勝手にここ買いますねんて。金額も分かりません。そんなんもう論外です。これだけ分かっといていただきたい。これが基本であって、今、前回議長とか言われましたけども、そんな報告は報告ではないし、相談でもないです。そこにはまだまだ至りません。これだけ、私よりも前からの議長さんも今現議長もおられますので、ここをしっかり踏んでおかないと、議会は、私は判断できませんよ、ほかの議員どう言うか分かりませんよって必ず言いました。思い返していただきたいんですけど、ここですわ。そんなん勝手に、はい、はい、よろしいです、議長と何が決めれるんですか。議長と副議長が。そこですわ。それをそこがもう全く機能していないと言わざるを得ないというふうに、私は私の意見として。そんな、こんな言った、言わないで、こんな低レベルな話せんときましょう。もう非常に市民さんに申し訳ないですよ。こんな議会と行政がこんな話しているというのは。もう一回初心に返りませんか。

**吉村委員長**　ありがとうございます。ほかに、この点についてはこの感じで、ほかにないでしょうかね。これ１番のうちのこの委員会の調査事項なんですが、物資集積拠点の取得経緯と、それから、２番が物資集積拠点の取得方法なんです。これかなりかぶっている部分もありますので、これ取得方法についてもお聞きしていきたいなと思います。一旦、物資集積拠点の取得経緯に関する事項についての議題は、これで一旦閉じさせてもらってよろしいですか。

杉本委員。

**杉本委員**　前も同じこと言ったんで、何回も同じこと言うパターンになってしまうんですけども、今日、もう黙っていようかなと思ったんですけど、６か所出してもらったじゃないですか。これを議会で、ここはいいんじゃないの、こっちのほうがいいんじゃないのというふうに、しっかり組み上げていって、市として購入していただいてもいいですよという流れじゃないですか、議会って。それを今出されて、出してくださいって言うたの俺やから、ありがたいんですけど、やっぱりこの出して組み上げていく。市長も受援施設が欲しいという熱い思いもあるし、急いでやらなあかん、命を守る、そらそうです。だからこそ、やっぱり急がば回れじゃないですけども、やっていただきたかったなというのが、僕、この前の議会のときとかでもずっと言っていたと思うんです。僕のところに来るときに、ＡとＢとＣとありますと。Ａでいきたいと思います。いやＢのほうがいいでしょって言えるのが、議会やと僕は思っています。そんな広いところ要らんのじゃないの。今日具体的に500平米、900平米という数字も出てきて、それやったら、もっと広いところのほうがいいんじゃないのと言うのが僕らの役目であって、そのために僕はいてると思っているんです。だからその辺の、言った、言ってへんと言われたらよう分からんけど、一番最初に気合入れてやらなあかんのは、土地開発公社で先行取得するときやと思うんです、僕。だって、土地開発公社で調査する、鑑定出すときやと思うんですよね。このときに専決でいくのか、土地開発公社でいくのかによって、大きく道分かれるじゃないですか。だって、土地開発公社で鑑定してもらったら、土地開発公社で買わなあかんからね。やのに、そこが一番のメインやと思うんです。だから、それが外れたから、今もうあそこしかないからといって、僕がいつもやめてって言っている、もうありきの話になっちゃっているのがまずいというか、僕はやめていただきたい。これからもね。これからも特にね。これ僕何回も言っていると思います。専決するときにね。いつも林本部長、僕にいやいや言うていて、すんませんみたいな顔して、分かっていただけると思うんやけど、そんだけ大きく事業すんねやったら、それなりのことをやっていただきたいなと思うのは、毎回言うているんですけど、前、市長おられなかったんで、改めてもう一回言うときます。それが、今皆さんおっしゃっていることの総括なんかなと。一番最初の始まりのところでやらんかったら、何の意味もないと思うんですね、これ。僕、市長は、部長とかに議会にちゃんと説明せえよと言っている。議会になんですよね。だって、僕、現に、皆さんは分かんないですけど、現に11月までこの話は全く知らんかったからね。議会に説明していると言えるのかというお話になってくるんで、次からは本当に気つけていただきたいと思います。

１個だけ、僕、この６か所について１個お聞きしたいんですけども、これ前の委員会とかでは、ここが本部になるから、あそこの今の東室のやつは距離的に近いからいいという、すごいいいっておっしゃっていたと思うんですけど、これ６か所、調べたかどうかあんま分かんないですけど、距離的にあんま関係ないような気がするんですけど、距離はあんま関係ないんですか。おっきさだけ。国道沿いとか、おっきいところがあって、トラックが回転できたり、ここに書いてある条件あるでしょう。これをメインで考えられたんですね。前、僕、

距離が近いからあそこがいいというのは、一応理にかなってんのかなと思いながら聞いとったんやけど、これ見たら、あんま距離は関係ないんですか。

**吉村委員長**　野地課長。

**野地生活安全課長**　生活安全課の野地でございます。

まず、一番最初言わせてもらったように、市内幹線道路のところで選ばせていただいて、その中で、またそこから交通アクセスであったり、敷地面積であったりというところをそこから検討していく中に、ここ本部なのであんまり離れないほうがいいよねというところで、ああいうところに決まったという経緯があるんで、一番最初は国道沿いという、広い幹線道路沿いというところで物件を拾わせていただいたというところです。

**吉村委員長**　いいですか。経緯の中で近いところという形ですね。分かりました。

谷原委員。

**谷原委員**　同じようなことになってしまいますけれども、私が質問した、要は債務負担行為について、過去、そういうことをせずにやってきたということについて、今３例ほど挙げていただきました。この期間は我々も議員をやっていますので、当然我々もそれを認めてきたということになるわけですけれども、古くから言うと鈴原・二塚線は、学校給食センターの入り口の拡幅ということで、これは議員の中から一般質問でも取り上げられて、どういう状況かということについても、どういう事業かということについても、図面も含めて我々は事前に見せていただいておりました。その中で議会も了承して、予算として執行されていったというふうに認識しております。それから、市役所職員の駐車場の拡幅の問題についても、どの場所ということも含めて、大体説明もちゃんと受けて、事業としての説明を受けてきたと。その上で議会も了解してきたというふうに私も思います。国鉄・坊城線については、これ長い事業ですし、どういうものかということについても、随時計画全体及び買っていく土地含めて、議会でも報告があり、その事業を認めた上で進んできているものだと思います。だから、私としては、債務負担行為という問題について、それはきちっとしなければいけないのは総務省の指導もあり、そういう点では厳しくなってきたとは思うんですけれども、議会としても、単純にしゃくし定規にやってきたことじゃないと思うんですよね。やはり議会と行政との協力関係の中で、事業について事前にきちっと説明を受けて、その中で、議会も了解しながらやっていくものについては、債務負担行為をせずにやってきたかなと思うんですが、今回は本当に事業全体についての図面なり、場所なり、それを扱った上で、特に大体の予算もそうですけれども、それをどういうふうな形で利用するかということも含めて、全くないままに来てしまったということが、やはりえっというふうなことになってしまったと私は思うんですね。杉本委員もおっしゃったように、やはり事前に丁寧に、やっぱり大きな事業ですし、それこそ市民の安全に関わる問題なので、それを共有して一緒にやっていくというのは当然だと思うんですが、後でも出ます、買った施設がどうかということ、だから問題になるわけで、事前にこういうことがあれば、もうちょっとよかったかなというふうに、これ感想で、調べていただきましたので、ありがとうございました。

**吉村委員長**　そうですね。今し方、谷原委員がおっしゃったように、先ほど梨本委員の質問の中身は、

事業の説明もなくというところがキーワードだったわけですけれども、今し方おっしゃったように、これも私も記憶もございます。いわゆる事業説明きちっとされた上で、結果的に債務負担行為については省略したというか、そういうことでありましたけれども、今回は、事業説明もなかったということも含めて、これは問題であったということを改めて確認……。

西川委員。

**西川委員**　今、谷原委員のおっしゃった、理事者にもう一回確認したいんですけど、今まで、確かにおっしゃることは分かりますよ。今までそういう計画があって、僕もそう思いますよ、急にね。ただ、そのときに214条の話が出ていたら、それは債務負担行為をせなあかんのじゃないんですかね。というか、これからそうやって大きい事業が例えば計画があったときに、今こうやって議会としてもこういう話になったと。それやったら、債務負担行為せんでもいいのか。議会が認めたらね。そこはしっかりとちゃんと話しといてもらわんと、あかんのかなと思います。

**吉村委員長**　そうですね。だからといって債務負担行為をしなくていいという話ではないですね。

**西川委員**　そやから、そこはどういう解釈をされてんのかね、理事者は。

**吉村委員長**　そこら辺のところはきちっと確認しておきたいと思います。今214条についても。先ほどは、質問の意図は前例がということに対する質問やったんですけども、今また、きちっとした法令についての質問をいただいておりますので。

阿古市長。

**阿古市長**　従前からの慣例で、そういうやり方をしていたと思います。ですので、契約書等の作成も前例に従ってやってきたんやと思うんです。ただ、今回、ご指摘いただきまして、もう改めて、やはり地方自治法にのっとったやり方をすべきやと思っております。以後はこういうことのないように、必ずやっていきたいと思っております。

**吉村委員長**　今後、法令遵守ということで。

西川委員。

**西川委員**　そうですよね。それで、こういう話になってんのかなと思いますので。そやから、議会で出した決議、後でもう話出るかもしれんけど、それをしっかりと考えていっていただきたいなというところにつながるんかなと思いますし。

**吉村委員長**　分かりました。今、過去の取得経緯についての質問という趣旨で、各委員も質問されているということですので、よろしくお願いいたします。

ほかに１番については、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

**吉村委員長**　物資集積拠点の取得経緯に関する事項については以上といたしまして、続きまして、２、物資集積拠点の取得方法に関する事項についてを議題といたします。この１番と２番、かなり近かったんで、今後は進め方も考えようと思いますけども、取りあえず今回については１番、２番を分けて、質疑等ございませんでしょうか。

藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　１番、２番、関係する部分多いんで、私はどこで話をしようかなと思っていたんで

すけど、１つずつ行きますね。

まず、今回こうなったのは、やっぱり土地開発公社で購入したという、そこに債務負担行為をつけなかったと。また話をぶり返して悪いですけども、昔からそうやっていたやんと。でも、時代が違うわけですよね。昔はほとんどのところでつけていなかったようです。最近になって、やっぱり先行取得して、こういう場合はつけなくてはならない。ただ、いつも議会で私は、土地開発公社の報告、予算決算の報告のときに、もうほとんどの大きな町では、解散されているのでということも言いながら、だから、解散されたところはもうこんなん関係ないわけですよね。その中で今回、取得方法に関する事項なんですけども、やっぱり土地開発公社で、この前の質疑の中でも聞かせていただいたんですけど、土地開発公社というのは土地の公拡法に関する土地開発公社です。例えば工業団地造んね、道路造んねと、学校を造んね、運動場造んねと。しかし、土地所有者が数件もある。そんな中で、前もって、もちろん今の話のような債務負担行為、また、それに計画というのに基づいて、もう議会の承認を得ずに買っていくというのが数件ある場合、そういうふうなことで土地開発公社でするわけですよね。

まず、私自身が理解できないのは、これ、相手先は１件なわけですよね。それをなぜ土地開発公社で購入をされたのか。ここは、例えばこれが欲しい場所、この場所がいいねんと、市長が命に関わる問題やから、もう欲しいねということで、説明が不足していたとかいうのは抜きにしても、手法として１件のところをなぜ土地開発公社で購入されたのかというのは、私まだ理解できていないです。土地開発公社というのは、名前のごとく、やっぱり土地を購入するもので、なぜ土地をというと、土地が値上がりをしていくときに早く買うとかないと、何ぼでも高くなるというところでできたのが土地開発公社。でも、今はもうそういう時代ではないので、先ほどから言っているように、解散の話ばかりしているんだけども、今回のように建物を買ってしまうと、また今回のように建物を買ってしまって、建物は長期になるとこれ減価償却下がっていってしまうわけですよね。建物というのは、私、この出してもらっている資料の中でも、土地開発公社で解体をするという前提で土地を取得するというのは、これはありやと思うんですよ。今回それを使うということで、こういう土地開発公社で購入するというのは、それも確認を取っていますということで、本会議場で答弁をいただいているんですよね。それは何に基づいて、どこで確認をされて、建物、いけるのか。私もあちこちの土地開発公社の決算書を見ているんで、建物も今持っているところというのも、私もまだ見つけていないんですよね。県でもそうですよ。名前も土地開発公社という、土地拡大に伴うか、公拡法じゃないですか。建物をこの土地開発公社で買った。これはいけますねんと。堂々と、堂々とってごめんなさい、本会議場でおっしゃったけども、私が勉強不足か知らないですよ。でも、一般常識として、こんなん早くから買ったら、減価償却下がるのを何で買うのか。ここんところご説明、まずいただきたいな。いただきたいんですよ。そこからまた、話を進めたいと思うんですけど。

**吉村委員長**　まず、この点についてお願いをいたします。なぜ、どういうメリットがあったのかと。

林本部長。

**林本企画部長**　企画部の林本です。

まず、今回、土地開発公社による取得を選択したという理由について、説明をさせていただきたいと思います。副委員長、おっしゃるとおりのケースが、土地開発公社の活用というのは多いのかなとは思うんですけども、今回、先ほどからも重複するんですが、やはり市民の安心・安全のために、少しでも早くこういった物資集積拠点を整備していくということは、もう本当にリスクマネジメントの観点からは非常に重要であるということをまず考えた中で、緊防債というのが令和７年度で、その当時は終了すると、一旦終了するというような中で、どうやれば一番スピード感を持って取得できるのかというところを考えました。そこには214条の話は少し抜いておいていただきたいんです、それは。そのときには認識がございませんでしたので。まず、直買いというんですが、市が直接買う場合は、まず取得に当たって鑑定を出さないといけない。鑑定のほうの予算の補正予算が、そうなりますと９月、あのタイミングやったら９月、次に、それに基づいて12月に補正できると。ごめんなさい、12月、鑑定がその当時は12月が非常に怪しいというふうに言われていました。９月に鑑定の補正予算をいただいて、10月ぐらいにやっと鑑定の依頼をしたとしたら、12月の補正予算に上程するのに当たっての鑑定価格の判明というのが、非常に厳しいというふうに考えておりました。大体２か月半ほどかかりますので。ですので、そうなると、もう３月にやっと補正予算を上程できると。その後に財産の取得という順番を、もし建物の価格が2,000万を超えれば、その時点ではもうそれも分かりませんでしたけれども、財産の取得というような、最後議決が要るというところになりますと、どうしても年度をひょっとしたら超えてしまうんではないかなというような懸念がございました。土地開発公社は、先ほど申し上げていますように、７月にいわゆる鑑定依頼をして、10月の半ば頃には金額が分かったので、そうなりますと12月に市が買い戻す補正予算をその鑑定価格に基づいて補正予算を上げられると。その後３月には、これ定例会ベースで申し上げておりますけども、３月には財産の取得でいけるということで、議会のほうが定例会年４回あるとすれば、一つ早いタイミングで最終的には事業が完了できるということを考えて、公社による先行取得を依頼したというようなことでございます。

以上です。

**吉村委員長**　西川企画政策課長。

**西川企画政策課長**　企画政策課の西川です。

私のほうから建物の購入についてということなんですけども、こちらのほう、国のほうで通知のほうがございまして、藤井本委員おっしゃるように、原則はやはり支障物件として移転また、取壊しが大原則でございます。ただし、この建物が当該土地の利用計画上取得目的に照らし、必要と判断される場合、今回の場合でしたら、もうそのまま使おうという当初計画でしたので、この場合はこの限りではないということを記載されておりますので、建物の取得については問題ないと考えておるところでございます。

**吉村委員長**　藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　まず、部長お答えいただいた、スピード感を持ってやりたかった。なら、どうして

も、これ聞いておられる方もおられる、市民の方も聞いておられるだろうけど、土地開発公社で購入する場合は議会の議決は要らないわけですよね。ここを利用して、土地開発公社で購入された。これが委員も議員もみんな全員、何でやねんと。こういうことを今までから度々、スピード感を持ってやる時は土地開発公社を使っていますねんというのであれば分かるんですけど、先ほどもあったように、最近の土地開発公社で購入された土地の例をというたら、一番直近が鈴原のところでしょう。あれ令和２年とおっしゃったかな。２年に購入されたんでしょ。だから、もうこの６年間、土地開発公社を使って購入されているというのがないわけですやんか。購入。あるんかな。ほとんどないでしょう。

**吉村委員長**　令和３年の駐車場とかはありますけどね。国鉄・坊城線の令和６年９月30日も。これぐらいです。

**藤井本副委員長**　でも、これは説明があって、どちらかというと、議会のほうは早くしなさい、早くしなさいと、早く買うてくださいと。その前の道の駅の話もあったけども、いうことで、議会のほうからは、早くしなさいよという監視をするぐらいのもんですやん。今回スピード感を持って、この定例会でせんなんよってに、これを使ったと。臨時議会を開こうと、市長が市民の命のためにするって言うてはるやつやから、もっとやっぱりちゃんと話をして、議論というのを土地開発公社でまず買うてから、そっから議論しましょうというような形になってしもてる。ここが私は一番の問題になると思うと今思っています。また１番に戻ってしもて申し訳ないけども、阿古市長も一緒ですけど、こんな例、今までなかったと思いますわ。こういうことでの購入の仕方、また理事者と議会とのやり取りというか交渉、市長が一番最初に言わはった、言葉は正しいんですよね。市民の命のために。我々もそう思っていますよ。せやから、議論をしましょうというのが、当たり前の世界じゃないですか。それができていなかったので、今回このようなことに、購入の経緯という部分でですよ。こうなっていると思いますよ。林本部長にまた戻りますけども、臨時議会さえすれば、私はこんな土地開発公社で議会の議決なしで購入して、水道の水道事業からお金を借りて、土地開発公社で買いましたと。我々は、聞いてもないのに何でやということになっているわけ。これ臨時議会とか使ってしようと思ったら、一般会計でできたのちゃうかなというのをお答えいただきたいのと、土地開発公社で今買った。一般会計買い戻してくださいよという予定で12月議会に出された。じゃあ、土地開発公社でも持とうとした、これもしですよ、土地開発公社で買うたやつを一般会計へ買戻しの議案を出された。これ我々は認めたとすれば、土地開発公社で保有された期間は何日ですか。それがええと思いますか、お答えください。

**吉村委員長**　２点ですね。林本部長。

**林本企画部長**　臨時議会という、もちろんお願いもできたのかとは思いますけれども、そのときにわたり考えたのは、議会の運営で定例会が年４回あるので、その枠内でというふうに考えた次第でございます。確かにおっしゃることは、本当に緊急の場合であれば、臨時議会であるとか、そういったところは当然活用というか、開催させていただけるようにお願いはしないといけないなというのは思います。それと……。

**吉村委員長**　もう一つが、土地開発公社が、期間が、もし一般会計で買い戻したとしたら、これ、想

定していた期間はどれぐらいですかと。これが正しいんですかということですよ。今先ほど臨時議会については、もう開けたということでお認めになられていると思うんですけれども、それをわざわざ土地開発公社で購入されるわけですよね。これ、言うたら、すごく短期になるわけですよね、期間については。これについて、まずどれぐらいの期間が想定されるのかというのと、それから、それについての認識ですよね。間違っていないのか、どうかということについて聞かれているということですかね。そういうことです。

**林本企画部長**　土地開発公社のほうで購入いたしましたのが12月の８日、令和７年12月の８日ということでございます。その後、12月で買戻しの予算をお認めいただいたと仮定したときに、次に財産の取得の契約議決がございますので、それが例えば３月であれば、大体４か月にならないぐらいの期間かなと思っております。

以上です。

**吉村委員長**　それで問題がないというふうな認識だから、そうしたということですかね。

**林本企画部長**　もちろんそういう認識でございます。

以上です。

**吉村委員長**　藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　１回目って、私もいろいろ聞きたいことあるんで、これで終わりますけども、まず、前後するけど、さっき課長言われた、後でまた出てきますけども、建物一緒に買っているわけですよね。ちゃんと言っていただきました。原則は土地を買うもの、土地開発公社というのは。しかし、その土地というものをそのまま使うという場合、使える、使うという場合、原則外というんですか、それは認められると、こういう認識を説明されましたよね。分かりました。しかし、原則はやっぱり土地、土地やというところですけども、今のは原則外で、それを適用したということ。林本部長、12月の８日とおっしゃった、買うたんは８日か。ほんで、議会が、もう12月の議会やっているわけですやん。一般会計で買うという議論をそのときにちゃんと出してきたら、いけたんじゃないかなと私は、臨時議会とか云々言わんでもやって、もしそれ以外の３月までせんなんのやったら、私は臨時議会、２月でも開いてするという方法はあったんじゃないかなというふうに思いますよ。何か話を聞いていると、議員は10月に、総合的な話を聞いていると、選挙もあったんで、何か遠慮して、遠慮してというのかな、忙しくしているので、こういう方向を取ったというふうに私は聞こえるんですけども。今回の土地開発公社で、短期的な形ですけども購入されたということが、今の議論のおかしくなっている原点になっているやろうなと私は思っています。これからまだまだ議論を進めますので、一旦私はこれで終わります。

**吉村委員長**　ほかにご質問等ございませんでしょうか。この２については、取得方法については、もうこれでよろしいですかね。

谷原委員。

**谷原委員**　取得方法ということなんですけれども、これまた戻りますけど、前回も質問したところで確認なんですけれども、債務負担行為が必要だというふうな考えを、財政課のほうはそういう認識があって、県のほうにも問合せをして、そして、県のほうもそうですねと、土地開発

公社が土地を先行取得する場合は、債務負担行為を行って、議会の議決が必要なわけですけれども、そうしなければいけないというふうに県のほうもおっしゃっていたと。それについて、これまでもそうしなかったから、それでする必要ないんだというふうな判断で走ったと思うんですけど、前回の委員会では、財政課と企画政策課ですか、土地開発公社の……。

**吉村委員長**　財務部と企画部ですね。財務部のほうから企画部のほうに共有したと。

**谷原委員**　それで情報を共有したと。しかし、現実には、いやもう債務負担行為をせずにということで来られたんですが、その判断はどなたがされたのかということについてお伺いしたいと思うんです。その判断はですね。先ほどの、そうですね。それについて必要だということについての認識は、市長はなかったということで、さっき答弁ありましたけれども、だから判断、誰がしたのかというところをお聞きしたいと思います。

**吉村委員長**　これは、奈良県に問い合わせる際には、担当者はこの方法でやるべきだと、債務負担行為を上げるべきだというのは明確に認識をされていたわけです。そして、だからこそ質問もし、それに対して県から回答が７月14日に返ってきているわけですが、その上でなお、債務負担行為を上げないという判断をしたのはどなたがされたんですかというその経緯ですね。経緯というか、取得方法というか、それも含めての質問。

東副市長。

**東　副市長**　東でございます。

誰がしたかという、谷原委員のお問いでありますけれども、冒頭のほうで市長のほうからもお話があったかなと思うんですけれども、要は、それを確認している財政当局と企画のほうで寄って話をしてもらった。その段階では、話は重複するかも分かんないですけれども、過去のやり方が、今さっきから言うように債務負担行為を起こしてなく買っていたという部分、それをその中で多分議論をしたと思われます。ですから、誰がというよりも、過去の買い方を倣ってしたというふうな解釈をしております。

以上でございます。

**吉村委員長**　今は推測で答えられたんですが、少なくとも今の答弁では、市長、副市長が判断をされたわけではないという回答でいいですか。

東副市長。

**東　副市長**　いや、最終は我々の判断にはなろうかと思います。

**吉村委員長**　我々というのは誰ですか、我々というのは。

**東　副市長**　当然、そういう判断をするのは私もですし、市長もですし、判断は我々がしたということですけれども、過去において、先ほどから言いますように重複になりますけれども、今までの買い方がそういった買い方だったんでということで、そういう判断をしたということでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　谷原委員。

**谷原委員**　そこは私もよく分からないところでしてね。というのは、財務部というのは予算を作る、予算書の調整するところですから、当然財務部としては、土地開発公社が先行取得した場合、

買い戻す約束をしてやるわけですから、当然債務負担行為として上げて、そして、議案として議会に示さなければならないと。だから、恐らくそういうふうにきちっとおっしゃって、なおかつ県のほうにも問合せして、そういうことで、多分情報共有されたんでしょうけれど、そのときになぜそれが、いや、過去やっていなかったからとなったのかね。そこら辺がどういうふうな判断だったのかということについて、いや、過去やっていなかったから、そう簡単にそこは踏み外せるんかなというのはよく分からないんですよ。だから、要はどっちを取るかいう話ですやんか。そのときに、法令規則、県の指導も含めた本来の財務部がいうやり方での予算調整というふうにならなかった理由が、僕ももうひとつ解せないんですが。何かそこでもうちょっとご説明できることがあったら、お願いしたいんです。

**吉村委員長**　この辺りはどうでしょうか。先ほどの部長の答弁でも、臨時会を、本来のやり方であれば臨時会も開くことも可能であったかというようなご答弁もありましたけれども、それでなお、公社で購入をするという判断をされたというのが１つと、それからあと、債務負担行為を上げなかったという判断というか、そのようにされたというのがあるんですけど。これって難しい、漠然としているかな。

**谷原委員**　漠然としていると言われたらもう致し方ないんですけれども、私は市政運営の在り方として、財務部がそこまでいって、そこまで情報共有をしているということの意味合いですよね。それがなぜ、慣例のほうに流れたのかというところら辺をどういうふうに考えておられるのかなということをお聞きしたかったんです。今後のこともありますので、でも、もう結構です。答えにくかったら。

**吉村委員長**　今まず、今、この委員会の中で、まず財務部と企画部が共有したということについては、まだ当時の方も全員聞き取れているわけでもないので、そこら辺も分からない部分が、委員会としては、まだ特定はできないかなということです。今、そこから、市長、副市長のほうには連絡が行っていなかったというふうなご答弁が、今この委員会でもなされているという中で、だから、あえて、こういう問題があるのに、債務負担行為をしなきゃいけないのに、あえて判断したというかどうかも現時点で分からない状態です。ここは、今の委員会で分かっていないということで押さえておきたいと思います。ただ、そういう、言うたら、コンプライアンスというか、そういうのを、つまり必要だというふうに原課のほうで認識していながら、最終的にしていなかったということについては、問題点とすればそういうところかなというところはあろうかと思いますが、ここについては、事実関係としては、もうこれ以上は、この場では難しいのかなというふうには思いますが。

確認で、梨本委員。

**梨本委員**　今の副市長の答弁聞いて、余計分からんようになったんですけど、いつ債務負担が要らんということを聞いたのかという、組織として市長、副市長まで共有したんはいつやったんかというのが、もう今の段階で、この間の答弁やと最近やという話やったのが、それを判断した段階で、もう市長、副市長も含めて債務負担が要る、要らんとかという話になってきているんで、よく分からんのはよく分からないんです。一応確認だけしておきたいのは、共有したのは、企画と財政だけですか。前、総務もというふうに１回聞いたように記憶しているん

ですけれども、総務は、一緒に共有していなかったのかということと、あとそれと、これは、これも先ほどの谷原委員のあれになるんですけれども、谷原委員じゃなくて藤井本副委員長が建物の話されたとき、これ公拡法の平成12年の通達によって、多分こういうことが、建物も買えるというような話になっていたと思うんですけれども、ここに同じように、先ほどの建物を買えるというのは、４の16のところで記載されているんですけれども、４の２のところには、買取予定時期、買取予定価額及び用途を明示した用地取得依頼契約を書面で締結すべきものであること。それから、３のところには、地方公共団体が土地開発公社と用地取得委託契約を締結する際には、地方自治法第214条の規定により、予算で債務負担行為として定めておかなければならないことと。同じ書面の中にきちっとそういったことが記載されているんですね。当然財政として県に確認された。でも、これは企画としても、別の形でちゃんと把握されていたんじゃないのかなというふうに、私は思うところがあるんですよ。だから、本当におっしゃっていることが矛盾しているというか、１個の書面の中で、一部分だけを取り出して建物は買えます。でも、前例を踏襲しているから債務負担は要りませんと。これ物すごいおかしな話じゃないかなと私自身思うんですけれども、その辺りの認識、そのときは、この書面の中でこれをちゃんと確認できていなかったのかということを聞きたいんです。

**吉村委員長**　その辺りはいかがで……。

堀川財務部長。

**堀川財務部長**　財務部、堀川です。よろしくお願いします。

梨本委員さんの１つ目のご質問でございますが、前回私、ご答弁させていただいたと思うんですけれども、当時の企画部長と財務部長、それから企画政策課長ということで、総務部長というお答えはさせていただいておりません。よろしくお願いします。

**吉村委員長**　３人でということですね。承知しました。１つ目についてはそうでありますと。

東副市長。

**東　副市長**　今、梨本委員おっしゃった、日がずれるんじゃないかなというその話です。私が３月、この前の委員会で答弁させていただいたのは、メールの存在を知っていたか知っていなかったかというの、これは川村委員がお問いがあって、お答えをさせていただいた。それは、市長も私も直近まで知らなかったというご答弁でございまして、当然昨年の12月議会に予算を計上する際には、債務負担行為を設けないまま上げていくので、市長査定、また副市長査定の中においてはこの方法でいこうということで認識をしたというところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　あと、あれですよね。法令の土地開発公社による土地の取得と議決時期のことについてですけども。通達ですね。これについて、同時に通達されているのに、片っ方だけみたいな……。

西川企画政策課長。

**西川企画政策課長**　前回にもお伝えしたとは思いますが、その通達の中でこういう文面があるという実務提要ですね、それを部長のほうには報告させていただいたというところです。そこから

どういったというのが、具体的には私のほうで把握してないというところでございます。

**吉村委員長**　梨本委員、答えが、足らんことあったら言うてください。

**梨本委員**　前企画部長がこの場にいらっしゃらないんで、これ以上聞きようがないんですよ。だから、前企画部長のおっしゃっていることも勘案しながら、12月議会での発言も勘案しながらすると、どうもつじつまが合ってこないのが気持ち悪いなというところだけ。

**吉村委員長**　前企画部長には、この前の委員会でそのことも含めて確認を依頼していたと思うんですが、前企画部長には確認はされていないんですかね。それは資料としては出てこないですけど。

林本部長。

**林本企画部長**　企画部の林本です。

前企画部長のほうには一応確認というか、お話は聞かせていただいております。

**吉村委員長**　ということは、報告ができるんじゃないんですか。こちらのほうの資料を出してくださいというたところになかって、これは存在しないって話やったんですが、確認しているのに存在しないというのは。

**林本企画部長**　今申し上げますと、存在しないというのが、前企画部長が債務負担行為の是非の件について話し合った前財務部長、企画政策課長とのやり取り後の記録ということなので、聞き取りはまた別なものというふうに認識しております。聞き取ったのは、まだ最近の話なので。

**吉村委員長**　それって……。

**林本企画部長**　そういうことです。

**吉村委員長**　この委員会の目的って、前回の話合いの中で、これについて質問をしていて、記録が聞き取りもされていて、その記録というのが……。もう一回、まず、あのときに財務部長から、前回の委員会でご答弁くださったときに、当時の財務部長はもう今退職なさっている別の方ですけれども、その方とそれから企画部長とそれから企画政策課長のほうで、いわゆる県に問い合わせた件については、情報共有をしたというふうに話をしていただいたので、それについてこちらのほうとしても、これについて報告してくださいというか、調べてくださいというふうな話をした、その趣旨は分かっていただいていましたですかね。

林本部長。

**林本企画部長**　この不存在の資料の中のこの下の部分、こちらのほうは、あくまでも当時にいわゆる県に問い合わせた結果を踏まえて、相談というか協議した後の記録、議事録というふうに解釈しております。

**吉村委員長**　なるほど。ほんで、私どもの委員会の趣旨は理解はしているけども、求められていなかったから、文面上ないというふうに答えられたということで理解でよろしいですかね。

暫時休憩いたします。再開時刻については、追って連絡をいたします。

休　憩　午後５時１７分

再　開　午後５時３０分

**吉村委員長**　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの件で、前企画部長が、前財務部長、企画政策課長とのやり取りについてなんです

が、その記録についてはこちらのほうが要求をしておったんですが、これについては、後々聞き取り等をされて、文面にもまとめてもらっているということなんですけれども、これについては、ご本人もいらっしゃらないので、これについてはもうこの程度にしておきたいというふうに思います。こちらのほうの求めている趣旨のほうで、こちらのほうは求めておったんですけれども、きちっと文面に対して、理事者側のほうとしては読んだ上で対応されたということで理解をいたしました。この点については理解いたしました。

ほかについて、この件で。

奥本委員。

**奥本委員**　この取得方法に関する事項というところですけども、既に取得されておりまして、その取得をするに当たって、実際問題、資金が調達されていると。これは当初は、金融機関からの借入れではなくて、公営企業会計である水道事業からこの資金を引っ張ってこられていると。ご存じのように、もう水道事業は令和６年から赤字に転落しております。この間の水道ビジョンによりますと、令和12年から資金ショートするともう明らかに明確に記されているわけなんです。そういった水道事業体から資金を引っ張ったらいいやないかというふうに判断されたところがよく分からないんですね。最終的には３月末で返済されて、新たに金融機関が、市中金融から借入れされているんですけども、それに当たってまた金利が発生している状況でございます。やはりそこのところをどういう判断というか、誰の指示でどういう判断があったんかというところだけを確認しておきたいと思います。

**吉村委員長**　まず、水道から借りたというときの……。

**奥本委員**　水道から、そうですね。本当であれば、市中金融から借りるんじゃないかと思うんですけども、債務負担に絡むところですけども。なぜ水道だったかというところ。

**吉村委員長**　特に誰のご判断かということが大事やということですね。分かりました。

これは、西川企画政策課長、答えてくださると。

**西川企画政策課長**　企画政策課の西川です。

資金を購入する際に、まずは水道のほうに今、長期で借りている分がありますので、今度こんだけぐらい借りたいんですけど、大丈夫ですかというお話をさせていただきました。あと、年度内に返していただけるんでしたら大丈夫ですという回答でしたので、一旦は短期ということで水道課に借入れの判断を行いまして、あとは理事会で承認いただきましたので、そこで借入れを行うことになったというところでございます。

**吉村委員長**　判断をされたのは、理事会で承認を得たけども……。

**西川企画政策課長**　理事会で承認を得て、判断になっていると。

**吉村委員長**　阿古市長。

**阿古市長**　最終的に水道の管理者でございますので、私のほうがその判断を最終的に下しております。土地開発公社の場合につきましては、水道の基金といいますか、余剰資金のほうから借入れを現在も行っておるところでございます。ですので、土地開発公社の借入れについては、まず、水道のほうから借りるというのが普通なのかなと。今の状態でも普通なのかなと考えております。そして、３月末でといいますのが、当初からこれぐらい長引くという感覚はござ

いませんで、議決をいただきましたら緊防債を当てて、それに充当するという考え方を持っておりましたので、ですので、市場から借りることはないだろうという判断の下に貸し付けたという実情でございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　奥本委員。

**奥本委員**　ということは、緊防債を担保にして、これ借りられているという理解ですよね、今の話から。でも、緊防債確実じゃないというところが最初からあったわけなんですけども、にもかかわらず、やっぱりそれを担保に貸すほうも、これは与信的な観点からいくと問題じゃないかと思うんです。さっきも言っていました、水道ビジョンで明らかにされているように、令和６年に赤字になっているんですよ。この公営企業会計自体が。令和12年には資金ショートすると。特に今年度は渇水の影響で県水を多めに買わんとあかんということで、やっぱり資金需要多かった年でもあるんです。年というかまだ今途中ですけども。その状況で、やっぱり水道事業体もこれも大事です。市民の命を守る水ですんで。そこに対して負担がかかる行為というのは、その辺の判断をどうやったんかなという懸念は残ります。やっぱりそこで最終的にそれをまた、借換えの申込み、申請もされたという議事録、この間公開されていたと思うんですけども、やはりそれはもう水道事業体のほうから断りがあって、市中金融のほうに乗り換えられているという経緯からすると、やっぱり最初の判断も本当によかったんかなという気がしてきます。この辺りの検証は、今後になるかと思いますけども、まずやっぱり本来の受援施設の購入するに当たっての資金の確保という、そこは検討は理事会だけの検討で、我々もその辺の中身はブラックボックスです。やっぱり指示された方があって、それに賛同された理事がいているから、こういう水道に借りにいっているわけですけども、その中でやっぱりそれに対して異論、ちょっと待てよと、慎重にいかんとあかんよという意見も多分あったんじゃないかと思うんですけども、その辺我々分からないんで。

**吉村委員長**　じゃあ、その辺り、阿古市長。

**阿古市長**　もう一度申し上げたいと思います。貸付けは一応３月末までの貸付けで認めておるところでございます。水道事業につきまして、ここで議論するべきではないと思いますけども、２度同じことを言われましたので、水道が令和12年にショートするという話が書いておりますけども、そちらのほうは今の現状であればということでございまして、それを起こさないような政策をこれから考えていくというところでございますので、必ずそんな令和12年にショートして、大変な状態になりますよということを前提にしておりませんので、その表現は取り消していただきたいなと存じます。あくまで短期的な貸付けにつきまして、それと、もう一つは、緊防債を担保にとおっしゃいますけども、担保にして貸し付けるわけではございません。あくまで期間を目安として貸し付けるわけでございますので、その期間について返済をしていただいたという形でございます。

以上でございます。今は水道の立場から。

**吉村委員長**　分かりました。

奥本委員。

**奥本委員**　私、今言ったのは、令和12年に資金ショートするというふうに書いてあるのとは別に、令和６年に赤字転落しているということも明記されているんですよ。この水道ビジョンの中に。今ページ数が分からんけども。だから、資金ショートの話と一緒にせんとってください。これは、今現状で赤字転落している状況で、資金の借入先としてどうやったかということを、そこを私問うているだけであって、資金ショートを前提として話しているわけじゃありません。これは水道ビジョンにそう書かれているという話ですから、そこは切り分けて考えてください。緊防債担保にしているというのは、それはあくまでも緊防債で返すと市長がおっしゃったからそういうふうに言っただけであって、そういうふうに判断されたんじゃないですかということです。

**吉村委員長**　分かりました。いいですか。何かもし何かご意見あれば、手を挙げて言ってください。

阿古市長。

**阿古市長**　意味が分かりませんねけども、期間について貸し付けたわけでございまして、緊防債を担保にしているわけではございません。ですので、市としての運営としては、当然のことながらもう３月末には返して、そして、緊防債を購入するに当たっては充てるという判断であるというところでございます。今、水道の事業について云々ということをおっしゃるんでしたら、もう水道の話ばっかりさせていただきますけども、よろしいですか。

**吉村委員長**　趣旨からだんだんどんどん離れていきますんで、もう。ほかの委員も質問があろうかと思いますんでね。

**阿古市長**　水道のほうは水道のほうで、これからまた議論をいただくところでございますので、健全な運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長**　分かりました。ほかに委員、何か。

藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　先ほどの梨本委員のお話と重複するんですけども、私も古い人間か知らないけど、土地開発公社というのはやっぱり土地しかあかんと思ったのが、今、読んでみるとやっぱり例外的に建物を買えるようなったと。これを使いましたと言うんですよね。これを使いながら、本来やらなければならない債務負担のところ、ここをやっていないというの、やっぱり話聞けば、話をすればするほど、１つのところに載っていてとおっしゃって、発言があって私も確認しているんですけども、やっぱり原則があって、建物は本来は買えない、壊さなければならない。しかしというただし書のところで購入した。そこはこれを準用しました、使いました。でも、債務負担のところは、市長が今後は気をつけるという話やったけど、このときに戻ってお話ししているんですけど、このときは前の例に、前例というんですか、今までの使い方でいきましてんというのは聞いて、私も余計に腹立ってきましたよ、これ。この部分だけは使う、こっちは使わないと。その中で、もう私の気持ちを訴えているんですけど、財務部の方は、当時、県にも調べられている。やっぱり古くは債務負担行為というのはあまりしていなかったと思います。債務負担行為をしていなかって、葛城市のみならず、各市町村が、だから、せなあきませんよという通知というのが上のほうから来ていたわけですよ

ね、何遍も言うけども。しかし、もう土地開発公社、ほとんどのところなくなっているから関係なくなっているけども、ここで財務部、ほんまいい仕事されていると思いますよ。県に確かめられた。今、お尋ねしたいんですけど、県に確かめられて、メールは残っているけども、それを企画部の課長と部長とにお話をしたというのを今、ぶり返しやと言うているけど、これは何に残しているんですか、そういう。何か残っているんですか。日誌とか、誰と誰にこの話をしたというのがです。私、すばらしいことやと思いますよ。そうやってやられているというのは。全庁的に今後の改革として、こういうことを後に残すというのは、今後も続けていただきたいと思うんですけど、その模範としてやられたわけで、何に残されてんのか分かってんねやったら、教えていただきたいなと。

**吉村委員長**　財務部、それがあったからね。ご答弁。

堀川財務部長。

**堀川財務部長**　もともと私、前回のときも答弁させていただいたんだと思うんですけども、前財務部長に聞き取りさせていただいたときには、関係部長には協議は、お話はしたんだけども、実際どなたにいつのタイミングで、どういう内容をさせてもらったかというのははっきりと覚えていないということでございまして、ただ、債務負担行為が必要だよということの共有はさせてもらっていたと。メールで確認したとかそういう内容ではなくて、本来の自治法上の債務負担行為が必要だということの確認は、共有はさせてもらっているという中で、その後、企画政策課長のほうが思い出していただいて、企画部長と企画政策課長と財務部長とで話があったというふうなことで、私のほうは理解しております。

以上です。

**吉村委員長**　藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　今までがこうだからという、もうそういう時代じゃないじゃないですか。だから、そうやってメールで確かめられた。今となっては、それがほんまに今生きてくるわけです。正しく、職員のほうで、部署のほうでやられたなというふうに私は感心をしております。ただ、それが全庁に行き届かなかったというのが、今のこの事態ですよね。それについては、これからまた調査を進めていきたいなと思います。

以上です。

**吉村委員長**　ほかにございませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員**　関連というか、これまた、もしかしたら、この後で報告していただけるのかどうか分からないんで、一応これ関連することなんであれなんですけど、前回の委員会のときに、私このことに関して、なぜ副市長までそうやって報告が上がらなかったのか、これちゃんと調査してくださいよと言ったら、副市長、調査するとおっしゃったと思うんです。その調査に関して報告があるのかどうかというのを、委員長、確認したいんです。

**吉村委員長**　そうですね。副市長、調査をするというふうにそのときにおっしゃったことについて、調査をまずされたのか、また、報告はいただけるのか、この点確認させてください。

東副市長。

**東　副市長**　東でございます。

先ほど職員のほう、答えたかなと思うんですけども、前企画部長のほうに口頭で確認はさせていただいて、今さっき言った書面ではもらっております。

以上でございます。

**吉村委員長**　梨本委員。

**梨本委員**　ということは、さっきのあれがもう調査ということになるわけですか。僕、副市長、これ、こんな大事なメールが、副市長、市長に報告ないんですよ。そのことによって、議会とんでもなく、ずっと議決できずに、ずっとここまで来ているわけですよ。それを僕が逆の立場やったら、もう烈火のごとく、何でこんなことなってんねんと。すぐに原因究明してとなると思うんやけれども、全然その危機感なく感じるんですね。もう本当にその辺りが、私はよく分からんというか、前回も本当にかなり厳しめにこれ調査してほしいと、私の調査してほしいという意味は、もうこれは内部の中でやったらやりにくいんやったら、せっかく外部で顧問弁護士さんもいらっしゃれば、サポーターでしたか、何か法務アドバイザーみたいなこともやったはるわけじゃないですか。そういうのを使って、こういうこれはどないなっていたんやということをやっぱり解明せんかったら、私はあかんと思うんですけれども、その調査も中途半端ということに関しては、私は遺憾に思います。

**吉村委員長**　分かりました。ほか、何か質問事項とかは。この２番、物資取得方法について。よろしいですか。

谷原委員。

**谷原委員**　先ほど奥本委員の関連にもなるんですが、水道事業から借入金をしたということであるんですけれども、現在は金融機関から借りているということであります。先日の本会議では、令和７年度の葛城市土地開発公社のいわゆる決算報告書がありました。そこで、借入金の中に、これ今、土地開発が４億1,400万余りあるんですが、今なお水道事業から借入金があるように思うんですけれども、これについては長期の借入れなのかどうかということについてお聞きしたいんです。これについては、短期ではなく長期の借入れなのか。この点についてお願いしたいと思います。

**吉村委員長**　これについてですね。

西川企画政策課長、お願いします。

**西川企画政策課長**　企画政策課の西川です。

水道課で借りているものは、長期として借り入れているものでございます。

**吉村委員長**　長期ということですね。

谷原委員。

**谷原委員**　私、前回もこの件で質問して、だいぶ見解の食い違いはあったんですけれども、土地開発公社の決算につきましては貸借対照表、要は、資産のほうの勘定、資本勘定のほうと、それから収益については損益計算書のほうで、損益勘定のほうは出ていると思うんですが、私は納得できないのは、貸借対照表のほうでも令和７年度でも、当期純利益が計上されているんですね。しかし、現実には事業全体としては、利息の支払いと利息の受け取りしか収益勘定

ではないので、それを見ると、実際には利息の支払いのほうが多いけれども、だから、私は損失が出ているというふうに認識していたんですけれども、いやいや、利息の受け取りは収益で入るけれども、しかし、支払いのほうは、利息分を言ってみれば、今の代行用地の簿価に積み上げるので、それはそこでちゃんと入っているんだということなんですが、改めて貸借対照表を見てみますと、代行用地のところの金額もあってプラス、代行用地のところにあるということで資本勘定のほうはいいんですけれども、損益勘定のほうに何で支払いがないのかいうのは、これはいまだに私も疑問に思っていまして、ここで質問なんですが、土地開発公社について、いわゆる監査、議会選出でも代表監査委員の方もそうですけども、出資団体ですので、過去、葛城市の監査委員事務局から監査を受けられたことがあるのかどうか、このことについて確認しておきたいと思います。

**吉村委員長**　そういった事実は受けられたということはあったでしょうか。

西川課長。

**西川企画政策課長**　私、まだ２年、今３年目なんですけど、私が記憶している範囲ではございません。

**吉村委員長**　それなかったということですね。

谷原委員。

**谷原委員**　私はこういう決算書の作り方も含めて１度、今、葛城市の代表監査委員の方は公認会計士の方でもありますし、私は１度きちっと土地開発公社の財務内容について、正確なところをやっぱり出しておく必要があるかなと。といいますのは、利息の支払いということになると、手元現金もそうですけれども、準備金が実際にどれだけあるかということを正確に把握しないと、今後の方向性を間違うと思いますので、これについては、今後、求めていきたいところだということをお伝えしておきます。

以上です。

**吉村委員長**　分かりました。今のは要望で。

ほかによろしいですか。

藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　取得方法、今、当初、12月に水道事業で借りられた、これはこれで分かっているんですけども、最後資料いただいている中で、３月までですよということで、一般金融機関に申込みをされているわけですよね。この資料を見せていただくと、私ももともと金融機関の出身でございますので、懐かしいなと思いながら見ているんですが、まず１点聞きたいのは……。

**吉村委員長**　資料はどの資料を。

**藤井本副委員長**　一般金融機関から土地開発公社が借り入れているという資料。まず、12月に水道事業から借りた金額と、３月に金融機関から借りている金額は一緒ですよね。１つ、私が思うの、この利息というのはどっからどうなったのかなと。一番最初、水道から借りた金額と、３月に金融機関から借入れをしている。ここに利息はどういう勘定になっているのかなというのを確認しておきたいな。何ぼかの利息は、水道安いとはいえ、ついていると思うので、それはどうなってんのかと。理解してくれますよね。質問の意味は。

それと、土地開発公社、金融機関借りる場合、これは今どうなってんのか分からないから、これは名前を見ると、理事長である東副市長の名前でなっているけども、一般的には、金融機関が土地開発公社にお金を貸す場合、市の保証書という保証書のような、市が保証していますよという書類を出さんなあかんと思うんです。それは出されているのでしょうか。この２点お願いしたいと思います。

**吉村委員長**　２点。

西川課長。

**西川企画政策課長**　企画政策課の西川です。

これは、この借入申込書には利息は入っておりません。利息は、今の手持ち資金からお支払いしているような形でございます。

**吉村委員長**　あと、市の保証書のようなものに当たるものは、前は必要であったように記憶されているんですが、そういうに当たる書類は特にない……。

西川課長。

**西川企画政策課長**　今回の申込みに当たり、予算書で、当初予算のところで債務保証、35億のしていただいているとは思います。それが、市が一応債務保証してくれているよというところで金融機関には申し込んでいるところでございます。

以上です。

**吉村委員長**　藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　だから、ありますね。債務保証という言葉じゃなくて、限度額というふうに出ていたと思うんですけども、借入限度額。この限度額が、市が保証しているよという意味合いに金融機関は取ってくれる。もう何も見せるだけでいいんですか。保証書的なそういうのは、出されているんですか。私ら、あれは借入れの限度額というふうに、今日持っていないから分かんないけど、いつも載っていたと思うんですけど、土地開発公社の予算書ね。

あともう一つ、利息は、12月７日か８日やったっけ、初めに水道から借りた利息、何ぼやったんか分からへんけども、実際何ぼやったんですか。何ぼ、あるところから出しましてんというふうに聞こえんねけど、どっから出しているんですか。

**吉村委員長**　利息の出どころですね。

**藤井本副委員長**　何か私らに分からん説明やったと思うんですけど。これをここから出しましてんという、どこから出ているんですか。払っているわけでしょう。それはだから、水道。

**吉村委員長**　これについて。

西川課長。

**西川企画政策課長**　利息については、公社で手持ちしている預金から支払っているところです。

**吉村委員長**　公社の手持ちの資金で支払っているということですね。

山岡財政課長。

**山岡財政課長**　財政課の山岡です。

一時借入金のほう、35億円というところで、当初予算で設定をしておるんですけれども、それと同じく、第２表の債務負担行為のほうで損失補償ということで、35億円の範囲内で、

それを限度として損失補償という形で設定をしております。金融機関等から受ける融資に対する損失補償ということで、債務負担行為のほうで設定もしております。

**吉村委員長**　藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　我々も学ばなければならないところがあんのかなと思いますけど、予算書に出てくる借入れの限度額、債務負担行為なんか何も載っていないでしょう、あっこに。借入限度額は35億。その35億が市のほうが債務保証しているという解釈でええわけですか。そうなっているということ。

**吉村委員長**　山岡課長。

**山岡財政課長**　当初予算書の第２表の債務負担行為の設定のところで、その旨を明記しております。

**吉村委員長**　藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　それをもって、この一般金融機関さんは市の保証があると、債務の保証があるということで貸出しをされていると、こういうことですよね。分かりました。

**吉村委員長**　ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員**　藤井本副委員長の関連でお聞きするんですけれども、先ほど私も貸借対照表の話しましたけれども、今、葛城市土地開発公社のいわゆる準備金、前期繰越準備金が5,600万余りということです。ですから、最大限見積もってもこれだけの手持ちがあるとして、利息が今かなり発生していると。そうすると、それが支払えなくなると、当然これは金融機関に対する支払いが滞るということになるので、その際には葛城市が債務負担行為として、上限額35億円を保証しているので、当然葛城市がそれを支払っていくということになるというふうに理解していいのかどうかですね。つまり、その債務負担行為の意味合いを問うているわけですけれども、早急に現状の土地開発公社が今、受援施設として購入した土地の在り方について、この委員会でも調査ということになっているわけですけれども、この財政上の観点から、最終的に葛城市の負担が発生するかどうかというのも関心あるところなので、そこら辺をお聞きしたいんです。実際に土地開発公社が支払えなくなった場合には、当然葛城市が債務負担行為しているわけですから、これについては、補償していくということでいいわけですね。

**吉村委員長**　その辺り今、谷原委員がおっしゃったこと、再確認ということでお願いをしたいんですけれども。

山岡課長。

**山岡財政課長**　公社が金融機関から借入れを行うに当たりましては、先ほど申しましたように、市が債務保証を行っております。金融機関への返済が困難となった場合には、金融機関は債務保証している本市に対して、公社の借入金の返済を求めることになります。

**吉村委員長**　これでいいですね、再確認。

谷原委員。

**谷原委員**　ですから、私はどれだけ、あと現実に土地開発公社が手持ち資金も含めて資金猶予があるのかということについて、今分かる範囲で結構ですけれど、今どの程度なのかということに

ついてお聞きしたいと思います。

**吉村委員長**　資金的な数字のことですけれども。いいですか。

西川課長。

**西川企画政策課長**　正確な数字はあれなんですけど、1,000万弱ですね、現金、今。

**吉村委員長**　質問の趣旨、もう一回。

谷原委員。

**谷原委員**　決算の中に貸借対照表がありますから、それを見たら1,489万6,923円と、1,400万余りの現金及び預金が流動資産としてあるんですけれども、いわゆる一般的に、当期純利益を積み上げた利益剰余金のような形かなと思うんですが、前期繰越準備金というのがあるんですよ。これ私よく分からないんですけども、準備金として、これが5,689万7,000円余り計上されているんですけど、これは取り崩して充てることができるのかどうか。これについてお伺いします。現金及び預金しか現金が手元にないのかどうか、これはまた別の形になっている準備金なのか、よく分からないので教えてください。

**吉村委員長**　その辺りの解釈ですね。

西川課長。

**西川企画政策課長**　企画政策課の西川です。

その辺りは今、なかなか答えるのが難しいかなと。過去からの積上げとかもあって、道の駅の裁判あったときとかも、あの辺でいろいろ何かお金の動きが、私もその辺は詳しく把握していないんで、今、何とか言えるのは、現金で1,000万弱で、出資金で500万円の手持ち資金ということだけしか、今は回答できないです。

**吉村委員長**　いいですか。もうだいぶ細かいことに入ってきましたんで。もう、あと、物資集積拠点の取得方法に、この調査項目にダイレクトにそういったものはなければ、もう物資集積拠点の問題点に関するところに行きたいと思うんですけれども、よろしいですね。

（「はい」の声あり）

**吉村委員長**　続きまして、３、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項についてを議題といたします。

この件に関して質疑はありませんでしょうか。特にないですか。

梨本委員。

**梨本委員**　前回、これで本当に今の状態で緊防債が使えるのかというところの質問があって、それについて、前回の段階ではまだ確認中であるということだったんですけれども、その後の確認どうなっているか聞かせてください。

**吉村委員長**　前回そう言えば問合せ中という感じでした。

堀川部長。

**堀川財務部長**　前回、確認中ということでございましたので、６月の上旬に確認が取れましたので、ご報告させていただきます。今現在、鑑定上では遵法性リスクのある部分という言い方をしておるんですけれども、そういった部分の経費については、改修の費用であったり、そのものであったりというのは、起債とすることは適切ではないという回答だったんですけれども、

そもそも購入経費からその遵法性リスクのある部分が減価されている、減額されている場合は、購入経費自体、緊防債の対象と捉えることができるという、可能というふうなことで回答いただいておりますので、今、前回の資料の２番に鑑定があるわけなんですが、そちらの28、29ページには、鑑定額の中で、そういった遵法性リスクのある部分を全体の５％減額されているというところがございますので、私どもといたしましては、対象になると捉えております。

以上です。

**吉村委員長**　あらかじめ対象から減額しているというご答弁でした。

梨本委員。

**梨本委員**　ご確認いただいてありがとうございます。これ建物に関しては、鑑定１者しか取っていないわけですよね。その減額が本当にそれで正しいのかというところも、我々分からないんですよ。本当にその建物の金額が適正なんか。だから、その辺りもさらに調査必要ではないかな。もしこれが、もう少し遵法性のリスクの部分が大きくなってくると、ますます緊防債乗ってこないという、そういうことも想定されますんで、その辺りももう少し注意必要かなというふうに思います。

**吉村委員長**　なるほど、分かりました。この鑑定書では、一体減価率５％としていますけれども、今の委員の懸念も分かります。ほか、ありませんか。

川村委員。

**川村委員**　３番の分ですね。

**吉村委員長**　そうです。３番です。

**川村委員**　問題点というので、理事会の会議録をずっと見させていただいている中で、それぞれの理事が指摘していただいている建築基準とか、そういった建物に対する意見が述べられているんですよね。この議事録の中に。これが、どう解消していくのかというところが、最後、東理事長が、今のところは是正する方法はないと回答を得ているので、現状のままで使用するということになると締めくくっているんですけども、これは、違法なままでやるということを残してやるというのが、まだすっきりと回答も、要するに、高田土木との回答も明確でないというふうに我々は思っているんですけども、まず、その辺はどのようになったか、その後の進捗というか、そこは問題点として回答いただきたいと思います。

**吉村委員長**　今し方おっしゃっていた会議録っちゅうのは、土地開発公社理事会８月５日の火曜日に行われた分ですね。

**川村委員**　10月16日。

**吉村委員長**　10月16日に行われた分。ごめんなさい。10月16日に行われた分について、その後ですね。鑑定の遵法性の部分について理事の方が聞かれて、事務局が高田土木事務所の建築課に確認をされているということなんですが、その後、後のことについてのご質問ですね。これ進展がなければない……。

林本部長。

**林本企画部長**　企画部の林本です。

今おっしゃっている議事録、当時の議事録におきましては、その時点では、上級庁にも確認をした中で、市が取得、仮にした後に、例えば大きく増改築等をされるときに一緒に是正すれば、問題ないよというようなお話を受けて、そういうふうな議論をさせていただいたんですが、もうおっしゃるように、市が所有するに当たって、別に法律上問題はないんですが、やはり遵法性にちゃんと適合した施設であることには、もうこれはそれにこしたことはございませんので、その後はまだそれをこうしますとかいうことではございませんが、12条報告、建築基準法上の12条の第５項の報告というのがございますので、是正することも可能であるということで確認はしておりますので、そういった手法も考えておるという状況です。

以上です。

**吉村委員長**　川村委員。

**川村委員**　考えていくという、前進していくということに捉えてよろしいんでしょうかね。では、解決していくと。ここ問題なんですけど、これ１年間、今から要するに来年の借入れの最終の年月から見て、その間に解決していける方向というのが、ある程度、案としてあるんですかね。

**吉村委員長**　林本部長。

**林本企画部長**　その間に解決するということではなくて、そういうやり方もあるということでの理解でございます。

以上です。

いわゆる法令改善というんですかね、そういったことで方法が建築基準法上でもあるということは確認させていただいております。

**吉村委員長**　川村委員。

**川村委員**　それは、アクションを起こした上でですよね。今のままで現状で使うということについては、これもう違法性があったままで使うというふうになるんですよね。ここ大事なところやと思うんです。これを解消しないのに、我々議会としても、どう解釈を、いい方向に解釈していくのかというのがやっぱり問題になってくんのかなと思うんですけども、その議論はもう一定出たと思うんです、これまでも。これ、ここが、１年間待って、どう変わっていって、議会に理解を得ていくのかというところは、大きな問題の１つかなと思いますねけど、どんなふうに考えておられるのかな。これ公が買う建物は、公のところが常に民間に指導していく立場であって、そういったところを仕方なく買うのか、認めてくださいといって買うのかというところら辺は、何かしら理屈という、そういった理由というのが要ると思うんですよ。その大きな理由は、どのように考えておられるのか、もう一回答弁いただきたい。

**吉村委員長**　遵法性の部分がある、こういう建築物をあえて購入するということの理屈ですよね。そこら辺についてのご見解を求めたいと。どなたが答えられますか。

阿古市長。

**阿古市長**　もう当初から申し上げていますように、何を優先するかの問題になるのかなと思います。行政にとって、やはり違法のあるものを購入するというのは問題があんのかなというのは、もう重々理解をしておるところでございます。ただ、今の状況の中で何を優先するのかとい

うことになりますと、これはあくまで正式なコメントではございません。高田土木のコメントは法律上どうのこうのという部分ではなくて、そういうやり方もあるのではないですかという助言的なものだと理解をしておるところなんですけども、ある種、これから地震が起こるリスクとの兼ね合いやと私は考えておるところでございます。非常に公共事業も含めまして、今現在というのは、もう遵法というものを完全に守っておるんですけど、過去においては、やはり遵法というものが完全に守られていない部分もございました。ですので、それを今現在も保有をしているというところも現実としてはあるわけですので、ですので、幅広く意味を考えると、物事に対しての何を優先にするのかというところが、行政運営の中で大切なのかなとは感じておるところなんですけども、やはり遵法を守っていくということが基本的なところでございますので、その辺もやっぱり鑑みていきたいと思っております。

以上でございます。

**吉村委員長**　川村委員。

**川村委員**　公共施設にそういったところがあるのか、また教えていただきたいんですけど、調べて。公共施設で、法に問題があるようなところというのはあるんですかね。それは、これから見ていかなあかんのですけど、何を優先、今の状況で何を優先、今何が、今何が起こっているのか。今、その緊急性というものを、法を犯してまでもやるんですか。阿古市長、絶対そんなことされないでしょう、いつも。必ず法に触れてはいけないといつもおっしゃっているじゃないですか。私、阿古市長が一番大事にされているところは、やっぱり市長としての遵法性というものを守りながら、その法を守りながらどこまでできるかと。どこまでできるかということをいつも議論されていると思います。ですから、じゃあ、何でもやっていいんですか。これ、私は違和感ありますね。物事に対して何を優先するか。物すごい、すごい言葉だと思います。もちろん、何か起こったときに、命が一番大事ですから。でも、命を優先にするって言ってしまえば、何やってもいいんですかね。そこの議論ですわ。そういうふうに言ってしまう、でも一番大事なことは、遵法性も考えて、やっぱり市民のために、公、行政というところは、法を守りながらやっていかな。そしたら、これ誰に言うていくんですか。この助言、高田土木に助言をもらって、じゃあ、これ、国にこれ陳情しに行って、葛城市はこれ特別なんですって、市長、言いに行くんですか。こんなこと国は聞いてくれますか。何の法律を守って、我々は言っているんですか。そんなん言うてしまえば、何でもできるじゃないですか。私は納得いきません。今の状態で何を優先するかですよという言葉には、私は納得いかない。もちろん遵法性というものを捉えたままで我々は議論しているじゃないですか。ベースはそこやと思いますけどね。意見として言っておきます。

**吉村委員長**　ほかに。

西川委員。

**西川委員**　遵法性、僕もこれ何回もお話しさせていただいているんですけど、市長、今、お話あった、何を優先するかというところなんですけど、これ、建築基準法違反の疑いがあるというところを言われているわけですね、これね。建築基準法には、これ一番、第１条に何書かれているかって言うたら、この建築物に対して、これを、この法律は建築物の敷地、構造、設備及

び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命ですよね、健康及び財産の保護を図って、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするということなんです。これは一番最初に書かれているんですね。ということは、やっぱり建物とか、やっぱり遵法性の疑いがあるというところになったときに、大丈夫なんか、ほんまに、公共の用に資するものに。そこに果たして、誰かがおったときに、もしかしたら崩れてしもて、生命の危機に陥るかもしれません。そやから、やっぱりここに関しては、遵法性、疑いがあるというところ、これは取得するというところは、一番簡単なんは、そのときの、何回か言うていますけど、検査済証のときの状態に戻すんです。一番簡単なんわね。それはそうなんですけど、ただ、ほんだら、いろいろ議論出ますよ、これもね。ただ、ここの疑いがあるところで、さっきの債務負担もそうなんですけど、金額が減らされているからそうやねんということじゃないような気がしますよね。そこで、ほんだら使ったときに、今この建築基準法、そのまま使うねんと、例えばなったときに、万が一のことがもし起こったら、何も市として言えへんのちゃうかなというところは感じるんですよね。だから、その辺をやっぱり重く考えていただきたいなというところはありますね。その辺、今僕、話しさせてもらって、どうお考えなのかというところですよね。遵法性、やっぱり必要かなと思うんですけどね。

**吉村委員長**　そうですね。万が一のときはそういうことも考えられますが、その点について、市としてはどのようにお考え……。

林本部長。

**林本企画部長**　企画部、林本です。

ただいまのご質問なんですけども、重複する部分があるかと思います。先ほど申し上げましたように、建築基準法上で、先ほど当初の建築済みの状態というんですかね、建築確認を受けて、いわゆる適合であったときの状態に戻すという作業、これは当然、12条報告の中でございますので、先ほど私も言いましたけど、それが今答えということではなくて、正式にこれをやるとかではなくて、そういう方法を活用して、確かに市が取得する建物が遵法性に欠けるというのはやっぱりよくないというのは認識しておりますので、そういったことで改善をしていけるという方法を活用して、当然、お金の部分も出てくるので、その辺を今すぐどうこうということではないんですけども、そういったことは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**吉村委員長**　西川委員。

**西川委員**　法律もやっぱりだんだんだんだん変わっていきますよね。そのときに建物が追いついていないというところがあるんです。これでも法律的には認められる、既存不適格というて、それは認められる。ただ、これについては、そういうものに当てはまっていないものになってきます。12条５項もそうなんですけど、要はもう別にそこを関係なしに、検査済証があった、そんときの状態に戻したら、何ら、言うたら、12条報告とかも関係ないですよね。だから、その辺はやっぱりそれがええとかじゃなくて、やっぱりそのときの、買うときの判断ですよね。そこがやっぱりあまりにも早急に、市長がやっぱりこれは必要やと思ったところはいろ

いろと理解はするところもありますけども、ただ、そんときも、やっぱり建築上大丈夫なんかなとか、都市計画法大丈夫なんかな、いやいや市が買うとき、そこの判断を誤っていたんじゃないのかなというところはしっかりと認識して、反省もしていただきたいなというふうには思いますね。

**吉村委員長**　分かりました。ほかに、この３、物資集積拠点の問題点に関する事項についての質問はよろしいですか。

谷原委員。

**谷原委員**　これまでも出たことですけれども、改めてお聞きしたいんですけれども、１つは、アスベストが一部で使われているということについてですが、これは大規模地震があった場合に、例えば使われている、どこに使われているかということもありますけれども、それが破損して、これが実際の作業に差し障りがあるというふうなことは全くないのかどうか、このことについて、もう一回確認しておきたいと思います。

それから２つ目は、これも大規模地震ということで、これは大和高田バイパスのある意味では下にある、下というか側道のところを入り口とした土地であり、建物なんですけれども、大規模地震が発生したときに、私の印象では、例えば、淡路阪神大震災のときに阪神高速道路が倒壊しました。だから、実際に大規模地震のときに、大和高田バイパスは使えないというふうに認識しているわけですけど、そういうふうに聞いているわけですが、これ本当にそこで交通がちゃんといけるという見込みなのかどうかということ、これ、２つ目聞いておきます。

それから、３つ目ですけれども、そうしたなかなか道路の、例えば電柱が倒壊したり、いろんなところ倒壊して、交通困難に遭ったときに、ヘリコプター等の利用ですね。この土地については、かなり広い土地ということでありますけれども、そうしたヘリコプターによる発着が可能なのかどうか、この３点お聞きします。

**吉村委員長**　まず、１点目ですか。

西川課長。

**西川企画政策課長**　企画政策課の西川です。

私のほうからは、アスベストに関してだけ報告させていただきます。アスベストに関しては、いわゆるレベル３と言われるもので、日常生活には全く問題ないと。使われているのは、外壁が使われているという報告書だったと思います。地震の際に全く問題ないのかということなんですけども、例えば、塀がもしクラックとか入っていれば、それはもう使用は中止せざるを得ないのかなということは考えておるところでございます。ただ、この年代の建物につきましては、同じような部材を使っているところも多々、ほかのいろんなこの年代の建物に関してはよく使われている部材だということはお聞きしていますんで。

**吉村委員長**　地震のときにばばっと壁にひびが入っちゃうと、もうアウトということですね。

西川課長。

**西川企画政策課長**　マスクするとかいった方法はあるんかもしれないんですけども、まだ今、基本的には、どちらかというとアスベストに関しては、基準の一番低い、危険性の少ないもの……。

**吉村委員長**　災害時に使うもんですからね。分かりました。

次に、野地課長。

**野地生活安全課長**　生活安全課の野地です。

高田バイパスにつきましては、今、レベル２の地震動でも大丈夫というところで補強をされていると聞いております。このレベル２地震動というのは、橋が建っている地域で発生し得る最大級の地震動を想定しておりまして、通行止めになることはあっても、橋が落橋することや倒壊することがない補強はされているということは確認をしております。

あと、３点目のヘリコプターが大丈夫かということですけども、そこのちゃんとしたヘリコプターが降りるのにどんだけというところまでは、すいません、検討していないので回答は差し控えさせてもらいます。

**吉村委員長**　分かりました。

東副市長、何かありましたか。

**東　副市長**　３点目のヘリの件で補足をさせていただきますと、我々考えておりますのは、以前の答弁もさせていただいたかなと思うんですけれども、空輸ではなくて、陸送を想定しております。あれは、能登半島地震でも、あれは半島なんで、孤立したんで、ヘリが行きました。我々の住むこの地域においては、まず、孤立することというのは、まず考えていない。ですから、その上において、空輸よりも陸送を考え、また、物資の数もですけども、あらゆるところから来ます。ヘリコプターがばんばん飛んで降ろしているというような、そういうなんは想定していなくて、あくまでもトラックないし車で送られてきたものを集積するというような解釈をしておる施設でございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　谷原委員。

**谷原委員**　分かりました。アスベストについては、若干懸念するところがあるなと思いました。大和高田バイパスについては、レベル２の地震動で通行止めになるということで、あり得るということで、だけど、倒壊することはないということですね。ヘリコプターについては、ヘリコプターでの輸送ということは考えていないということでありました。議会としても、さっきの総務建設常任委員会で調査案件として、受援施設、これ早急に必要だということで議論をしてきて、どういうところが適地かということも議論してまいりましたけれども、やはり住宅密集地等に近くあるということもいろいろ懸念されることであるということだけは申し上げておきたいと思います。とりわけアスベストの問題は、やはりそこで安全に働いていただくためには大事かなと思いましたので、この点については問題があるかなと思いました。

**吉村委員長**　川村委員、どうぞ。

**川村委員**　もう一回確認したいところなんですけども、緊防債、またこれ、今年度の緊防債を使ってということを考えておられると思うんですけども、違法部分の耐震性というところは担保されていないと思うんですけど、そういったところについて、緊防債は適用されるのかというのを確認しておきたいと思います。液状化、その可能性というところもお願いしたいなと。そこの部分について２点、どうかということ。

**吉村委員長**　堀川部長。

**堀川財務部長**　緊防債につきましては、いわゆる遵法性リスクのある部分については、起債の対象とならないということではございますが、それを除いて、例えば鑑定等により適正に除かれたものであれば、それ以外の適正な部分は対象になるということでございますので、施設丸々が対象にならないということはございません。

以上です。

**吉村委員長**　野地課長。

**野地生活安全課長**　生活安全課の野地でございます。

液状化する、しないといいますと、する可能性はある地域には該当することになります。

**吉村委員長**　液状化はあり得ると。結局、液状化しちゃうと使えなくなりますかという、液状化しても大丈夫ですか。陸路で来ますんでね。

**野地生活安全課長**　どの程度液状化するかによっては当然違うとは思いますが、可能性があるないといえば、液状化の可能性はあるという地域には該当するということです。ここで使える使えへんと言われると、状況にはよるのかなというところなので、明確なお答えはできないかなと思います。

**吉村委員長**　川村委員。

**川村委員**　財務部長、さっき要するに違法な部分を除いた部分、これ、でもそのまま使うとなったら、無理ですよね。そのまま、今のままで使うとなったときは、緊防債は使えない……。

**吉村委員長**　それはそこを除いて。

**川村委員**　それを除いて、除いた部分は入ると。そこの部分はいかない。大丈夫ですよね。液状化の部分については、まだはっきりとしていないと。

（発言する者あり）

**川村委員**　ちゃんと答弁、ほんだら、してください。

**吉村委員長**　委員が答弁を求めておられますので。

野地課長。

**野地生活安全課長**　する可能性がある地域には入っているということです。

**吉村委員長**　ほかに何か、ほかの委員、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**吉村委員長**　じゃ、３、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項については以上といたします。

続いて、４、その他本委員会の目的達成に必要な事項についてを議題といたします。

この件に関して質疑はありませんでしょうか。

藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　これを購入するのに議会でも、市長の思い、人の命ということで一生懸命になっておられるというのは分かりますよ。しかし、議員はもっと市民のことを思って、これでええねやろかということで一生懸命になっているわけですよね。これが意見が合わない。今、物件は違法の疑いがある。アスベストも大丈夫やと言いながら、アスベストがある。ほんで、地域は液状化の可能性がある。これで市民の納得というんですか、市民が喜んで、この土地

を災害のときの我々の命のために食品とか、全国から集まってくるわけですやんか。それで、私は市民に納得が得られんのかどうか。これどのように思われてんのか、我々はそこに疑問を持っているわけですよ。もう一度言いますよ。違法建築の疑い、アスベスト、液状化の土地、これで市民に本当に理解得られるか。お答えいただきたいと思います。どのように思ってはんのかですね。

**吉村委員長**　今まで様々なリスクについて質問も、各委員からの質問に対して、リスクがあるというご答弁をいただいておりますが、それで市民の理解が得られると考えておられるのかという質問です。これは、部課長では厳しいと思いますね。市長か副市長か。

阿古市長。

**阿古市長**　理解をいただきたいと存じております。当初、冒頭にも申し上げましたように、今回の受援施設を取得するのにはかなりハードなハードルがあったと認識をしております。その中で、私のほうにも100％の情報というのは入ってこなかった中で、例えば緊防債が今年の３月末までであったことも鑑みまして、東南海地震等の地震確率等の問題もあります。それを考えますと、その期間にある種、受援施設を獲得するという作業に入ったというところでございますので、市民にとっては、これが行政としては、ベストやとは申し上げません。ただ、ベターの判断であったかなと考えておるところでございます。例えば、この間小さな地震がありましたですけども、震度３なんですけども、ひょっとしたらあれが来たのかなと一瞬どきっとしましたけども、もし今、東南海地震があったとすれば、今、土地開発公社が取得している施設を使用するという判断に私は立つと思います。それぐらい大切な施設であると考えておるところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　藤井本副委員長。

**藤井本副委員長**　今こうやって目指すところ、理事者、市長はじめ理事者と我々議員とは一緒やと思うんですよ。やっぱり災害のときの物資を集積する施設、隣町でもできているし、葛城市はないねんから。しかし、緊防債、緊防債ということが出てくるけども、これがために、私は急ぎ過ぎたと。だから、議会にも説明がなかった。聞いたとか、ちゃんとした説明がなかったと思います。だから、議員全員が、まだ土地開発公社のままで、一般会計のほうに買戻しというのは認めていないわけじゃないですか。それは、市長がやられていることに反対しようとしてんのじゃないですよ。市民のことを考えたときに、ここは時間をかけてでもしっかりやらんなあかん。それは市長が言うように、あした来たらどないすんねん、それはそのとき考えやんなんけども、やっぱり真剣に考えたら、もうちょっとしっかり考えよというところなんです。私はもう少し調査が必要やと思っています。これについては。どこ行くか分からない、結果はどこ行くか分からない。調査やからね。でも、慌て過ぎたと、市長はベストではない、ベターの範囲やということで、１回目よりもちょっとずつ折れては来られているように思うけども、これはお互い市民のために、しっかりもう少し調査しましょうよ。調査というんか検討しましょうよ。話し合いましょうよ。

以上です。

**吉村委員長**　今のは受援施設についてということですね。ほか、この委員会のこの問題は、その他本委員会の目的達成に必要な事項ですから。

奥本委員。

**奥本委員**　私もう一つ、これ絶対見逃してはならない点があると思うんです。前も申しましたように、内部統制の問題です。そもそも内部統制というのは４つ指針というのがありまして、業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、事業活動に係る法令などの遵守、資産の保全、この中で先ほど市長おっしゃいましたけど、100％の情報が入ってこなかった。今回も話の中で、それは報告ありませんでしたというのは多々ありましたけども、もうこれ一番問題点やと思いますよ。自治体の行政運営に関して、これが履行されていないということは、市にとってもうすごい損失であり、将来的に一番懸念するところでありますんで、今回の受援施設の問題もそうですけど、その根本に流れているというか、内部統制の仕組みを再構築しなければならないというのも、我々議会としても判断、見極めていかんとあかんところだと思いますので、それ今後、どういう形で内部統制の仕組みを再構築していくかというところを、また今後、どういう形で進めていくかということを報告いただきたいと思います。

**吉村委員長**　そうですね。内部統制ができていないというのはもう明らかですね。財務報告の信頼性の確保とか、いろいろありますけれども、基本目的が……。

阿古市長。

**阿古市長**　行政の内部の中で100％の情報を共有するということは、事実上不可能です。その部署、部署によりまして、その情報の重さの意味が変わってきます。ですので、軽度とは言いませんが、その情報の価値の中で、原課で判断すべき情報、そして上司が判断すべき情報、部長が判断すべき情報、そのような情報のランクづけがあるのかなと感じております。今回私のほうに100％の情報が上がってこないということは、ある種、その責任の範囲内で、多分、現場ではそれをクリアした可能性があります。ですので、それも含めまして、判断していかないといけないのかなと考えておるところでございます。当然のことながら、私どもが必要であっただろうと思うことについて届いていない情報があれば、それは内部統制として考えていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　市長、今のお話なんですけれども、これ例えば債務負担行為を設定しなければいけないとか、財産取得の議決が必要であるとか、これすごい重たいことやと思うんですけど、これは必ず今の市長の100％、それはもちろん無理ですけれども、これって上がってこなくていいような情報ですか。何か今、市長、いや、それは無理だっせみたいな感じにも聞こえたんですけれども。価値によってという話ですが、価値がないということなんですかね。それは市長、今のおっしゃったのは、そんなつもりで言うてへんとおっしゃるかもしれないんですけど、その辺り。

（「次回でも出してください。そんな言い方してない」の声あり）

**吉村委員長**　そうですか。分かりました。

梨本委員。

**梨本委員**　委員長と代弁するわけじゃないですけど、僕も聞いていて、市民の命を大事にせんとあかんから、議会の手続とか議決よりそれを優先しますねんとか、全ての情報共有するのは不可能とおっしゃるんですけれども、これ僕は１円でも嫌なんですけど、例えばこれが100万、200万の話やったら、そこまで市長の耳まで上がってへんのかなと思うんですよ。でも、これ市長肝煎りで２億6,000万の予算つけているんですよ。それが、情報共有できていないじゃないですかということを議会が指摘してんのに、そんなん不可能でしょうって言われたら、内部統制問題ない。そんな答弁あるんですか。いやいや、もう僕にはそうしか聞こえないんですよ。もう答弁結構ですわ。

**吉村委員長**　阿古市長。

**阿古市長**　もう一度私の答弁を読んでいただきたいと思います。情報によっては、その情報の重みの価値というのがあります。ですので、それを処理する場所というのはもう自然と変わってきます。ただ、今回の問題の情報の大きさというのは非常に感じておりますので、その部分については精査をしていきたいなと思います。100％の情報全て、これを共有するということは、私は内部統制ではないということを申し上げたつもりなんです。ですので、その辺は前回申し上げました、先ほど申し上げました、文書を再度文字に落としていただいて、見ていただいて、それでなおかつ、私がそのような意思で話しているとおっしゃるんでしたら、今の言葉は真摯に受け止めたいと思います。

以上でございます。

**吉村委員長**　ほかにありますですか。これ、これ以上言ってもこの場では仕方がないことだと思いますんでね。我々は２億6,000万円という、これ市民にとってすごく重たいことだと思って、議会としてはさせていただいているということだけはお伝えしておきたいと思います。

ほかないですか。ないですか。

もうそうなりますと、一旦、話がだんだんなってきましたんで、一旦、暫時休憩をしたいと思います。

休　憩　午後６時４７分

再　開　午後７時１２分

**吉村委員長**　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今、その他本委員会の目的達成に必要事項についてを議題としておるんですが、このことについて、委員からはほかに何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

**吉村委員長**　ないようであれば、私ども、決議文を３月に出しております。それは議長名で出しておりますので、そのことにつきまして、議会として、理事者側にその決議文に対してどのようなお考えなのかということを、一度、増田議長、お願いします。

**増田議長**　慎重審議ご苦労さんでございます。非常に長時間にわたりまして、この物資拠点の議論していただいております。今、委員長からお話ございましたように、議会のほうの総意で、市長宛てにこの決議文というものを提出をさせていただいております。非常に重い内容になっておりますけれども、このことについて市長のご判断、お考えをお聞かせを願いたいと思い

ます。

**吉村委員長**　阿古市長。

**阿古市長**　改めて決議案のほうを、今の休憩の時間に目を通させていただきました。私も議員をしておりましたので、この決議案についての意味というのはよく存じ上げているところではございます。この中で文書の中で、今後不適切な事務処理に係る疑念について払拭ができない限り、議会としては認めることができない状態であるという表現をされております。こちらのほうは、市長宛てと土地開発公社の理事長宛てに出していただいた文書でございますけども、理事者サイドといたしましては、ある一定の要件の中で、今回の予算編成権と予算執行権を行使する予定で議会に議案を提出させていただいたわけでございます。ですので、行政サイドとしては、ある一定の検証を重ねた中で前回議案を提出させていただいたわけですけども、まだ残念ながら、実際に現場をご覧にもいただいていないような状態でございます。よく議員の皆様方におっしゃっていただくのは、審議する時間が短いじゃないかというようなご意見も多々いただいておりますので、ぜひ、疑念を払拭できるように最大限、行政サイドとしては、まずは努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　増田議長。

**増田議長**　時間が足りないというふうなお話でございますけれども、私も聞かせていただいて、非常に委員会、度重なる委員会、慎重審議していただいているんですけど、なかなか進展をしないような議論になっている内容でございますんで、市長がおっしゃるように、違った形の現場を見るとか、そういうような手法も１つの考え方かなとは思いますけれども、進展していないということに対して、私は非常に疑念を抱いているということでございますんで、ほかの委員さんにおかれましても、このことに関して、いろんなご意見あるようでしたら頂戴をしたいと思います。

**吉村委員長**　では、このことについて各委員のご意見を伺いたいところでありますが、今すぐにということもあれですので、一旦暫時休憩をいたしましてから、その後で各委員に意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休　憩　午後７時１６分

再　開　午後８時４２分

**吉村委員長**　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各委員には、休憩前に申しておりましたけれども、何かまだ聞き漏れていることとか質問等ありましたら、また、ご意見等ありましたら求めたいと思いますけれども、何かございませんか。

西川委員。

**西川委員**　もう時間も時間ですので、市長にお尋ねしますね。先ほど決議文に対してどうやという話をされて、市長のお答えが、事務処理に関して議会に理解をしていただきたいという話と、あそこの今の施設のところを１回見ていただきたいという話がありました。それは、私から

すると、そこのところについては、この決議に対しての議論というところがちょっと違うかなと思っているんですね。今、率直に聞きたいのが、将来に向け、無駄な負債を増やすことで市民の皆様が納付していただいた、これ決議文ですよ、していただいた血税を無駄に使うことなく、速やかに処理することを強く求めるというところと、発災時に受援施設として無償で協力していただける公共施設や学校施設、また工場などと早急に協定を締結していただくよう要望するというところですよね。その辺に対して議会として、そのほうにしてくださいと言うているんですね、決議でね。その辺に対して触れられておらなかったので、ここに関して、どのように考えておられるのかいうところをお聞かせ願いたいなと思います。

**吉村委員長**　阿古市長。

**阿古市長**　まず、決議の前提としては、最大限、ご理解をいただくように努力したいというお話は先ほどさせていただきました。ただ、現実問題といたしまして、私の持っている権利といたしましては、予算編成権と執行権でございます。そして、議会の皆様方には予算編成をしたものに対しての議決権をお持ちでございますので、実際問題としては、議決をいただかないと進まないというところでございます。ですので、最大限、ご理解をいただきたいという考えは変わりませんが、選択肢といたしましては、現実場面としてどのように取り組めるのかというのは、幅を広げた形の対応が必要だと考えておるところでございます。先ほど申し上げましたように、まずはご理解をいただきたいというのが、今現在の私の気持ちではございますが、実務といたしましては、そのような形になっていく可能性は大いにあると考えておるところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長**　西川委員。

**西川委員**　市長のほうから、今、決議に対しての話がありましたけども、それはそうですよね、今、市のほうがここの受援施設が必要やというところで今出されたわけですけど、議会としては、やはりいろいろと考察していく中で、委員会とかしていく中で、やっぱり問題がある、例えば問題だというのも、さっきの遵法性の話であるとか、自治法の214条の話であるとかというところをクリアもしていかなあかんところもあると思いますね。だから、私たちの決議出したところは、一旦処理しましょうよという話をしましたね。その間、やっぱり万が一何か起こっても、市長があした来るかもしれん、今来るかもしれんとおっしゃることに対しては、ほかの倉庫であるとか、工場であるとか、学校施設であるとかというところも含めて、協定なりを結んでいただきたいということをここの全会一致で決議をしたところです。今、市長は、そういうしかないですよね。もうもちろん理解してほしい、あそこの場所。ただ、今言葉であったのが、実務的な話であると、やっぱり決議を議会としては決議を出さんなあかん。その中で、やはり停滞させてはいかんというところも含めて、実務的なところであると、そういう選択肢も考えていかなあかんというふうに捉えさせていただいたというふうに僕は認識をさせていただきました。それで間違いないかなと思う、今皆さん聞かれていましたのでね。そういう選択肢も含めてというところは、一歩、この決議には理解を示されたのかなというところは感じたというところでございます。

以上です。

**吉村委員長**　ほかにございませんか。

杉本委員。

**杉本委員**　今の西川委員の質問、全く同じ内容で、副市長にもお聞きしたいです。これは、やっぱり土地開発公社の理事長宛てにも出している決議なんです。ほんで、今日もそうです、前回の委員会でも重複しているところもあったと思いますけども、各議員さんが問題だと思っているのは、もう嫌というほど言われたと思うんです。去年の11月ぐらい、12月ですか、補正出てきたんが、そこから全会一致で否決して、ほんで全会一致で決議出して、結局いろいろ書いてありますけど、結局はやっぱり、先ほど市長がおっしゃったみたいに、我々は議決権がありますんで、ただ、あそこの買い方だっていろんなことあって、買っていいよという議決はできにくいよというのが、簡単に言うたら決議の表れやと思うんです。中身のことに関してはいいとしても、一番最後に書いているのは、だからこそ、もう処理して、次に進みましょうと書いてあるんですよね。というか、僕はそういう思いで出させてもらったんです。それで、市長は今、ちょっと前進したような感じのご答弁いただきましたけども、副市長というか理事長というか、今のお考え、お願いします。

**吉村委員長**　東副市長。

**東　副市長**　ただいまの杉本委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、決議文にいたしましては、市と公社両方に出されておりますので、それは先般、私、答弁させてもらったことと重複するかも分かりませんけれども、重く受け止めておるところでございます。いかんせん、市と公社の契約というもの、これはもう皆さんも重々ご承知のとおりでございまして、市に買い戻していただくという部分では、今もなお変わっておらないところではございますけれども、この理事会が当然開催しなくてはいけない。これ今現に調整中でございます。ですから、その理事会を喫緊にでも開かせていただいて、また、理事の皆さんのご意見等は賜ろうとは思っておりますけれども、今は調整中であるということだけご理解を賜ればありがたいと思います。

よろしくお願いします。

**吉村委員長**　杉本委員。

**杉本委員**　もうあんま言わんときますけども、やっぱり受援施設が必要なんですよね、葛城市は。皆さんちゅうか、市長はじめそう思ってはるんであれば、いつも僕言いますけども、やっぱり急がば回れじゃないですけども、あの施設が欲しいのか、受援施設が欲しいのかってなったときに、やっぱり受援施設が欲しいんであれば、前に進めるために処理するというのは、決議でもう全会一致なんでね、こっちは。それを１つ１つ努力して賛成に持っていくというようなことは不可能やと思うんで、現実問題ね。それは、やっぱり最後に書いてあるように、処理していただきたい。僕の思いとしては、その代わり前向いて、受援施設を葛城市のために共につくっていきましょうと、書いていないですけど、僕の心の中ではそれ言っているんですよね。だから、時間も結構たってきましたんで、もう何回も同じ委員会で同じことばっかり言うのも僕はもう嫌なんで、また最後にこれだけ言って終わりにしますけども、しっ

かりと決議をもう一回読んでいただいて、処理するというのは、何のために処理してくださいと言ってんのか、しっかり考えていただきたいよう心からお願い申し上げます。

以上です。

**吉村委員長**　ほか、ご意見はございませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

**吉村委員長**　ないようであれば、以上で説明員に対する質疑を終了いたします。

説明員におかれましては、長時間にわたるご答弁、誠にありがとうございました。

それで、一応これで終わりましたけれども、行政側のほうからは、やっぱり市民の命が大事であると、災害いつ起こるか分からないというふうにおっしゃっています。議会も全く同じ考え方であります。当然そのことを考えた上で、市全体、それから県との連携等も考えて、この特別委員会を立ち上げたのも、少しでも早くそれ解決したいというふうな思いでございます。毎月60万円から70万円が無駄に消えていくというふうな事実がございますので、それを早く、私ども委員会としては解決しようというふうに思っておりますけれども、やっぱり不適切な事務について、丁寧に説明をしていただきたいというふうに望んでおりますけれども、まだそれについては、十分じゃないんじゃないかなというのは、私、残念に思うところではございます。

それでは、本日の調査案件は以上でございます。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可をいたします。ないですか。

（「なし」の声あり）

**吉村委員長**　ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これで、本日の調査特別委員会を終わりますけれども、また、今後の進め方につきまして、委員の皆さんの意見も聞きまして、議会として、あるいは委員会としてどのようにしていくか、しっかりと考えていきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

これをもって物資集積拠点に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉　会　午後８時５２分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

物資集積拠点に関する調査特別委員会委員長　吉村　始